

午前10時59分 開議

議長（角谷英男君） ただいまから平成14年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、5番 真砂 満議員からは欠席の届け出が、15番 堀口武視議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番 松本雪美君、12番 北出寧啓君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続して一般質問を議題とし、順次質問を行います。先ほど御報告申し上げましたとおり、本日一般質問を行う予定の真砂議員が欠席のため、その通告は効力を失いました。

つきましては、本日の議事予定にありましては4人の質問にとどめ、過日の議会運営委員会の御決定どおり、11日月曜日は2人ということの予定どおりといたしますので、御了承のほどお願い申し上げます。

それでは初めに、12番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

12番（北出寧啓君） おはようございます。市民わの会を代表して一般質問に入りたいと思います。

真砂議員が残念ながら矢を打ち果て体力を衰退させ、ともども衰弱しておりますが、唯一奮闘させていただきたいと思います。演壇で倒れた場合は、介護のほどよろしくお願いいたします。

公明党諸氏らが一般質問に入る前のいろいろ前口上がたくさんございまして、私も前口上をささせていただきたいなと思います。

イスラエル軍の侵攻とパレスチナの砲弾の音が聞こえてくるようです。きょうも侵攻が起こっております。

初めに、世界貿易センタービルの破壊と倒壊ほど残酷で悲惨な大惨事はありませんでした。傷ついた人、残された人の怒りや悲しみは深く、無分

別の破壊がもたらした世界を危惧せざるを得ません。無差別テロは許しがたいことです。しかし、報復は一般民衆を犠牲にした空爆でいいわけはありません。ニューヨーク市立大学の教授ジョン・ゲラッシュは、あの惨劇の10日ほど後、次のように書いています。

あれほど多くの罪なきアメリカ人を殺害した連中は追及して当然だし、我々は言うまでもなく勝利するであろう。ビンラディンにもタリバーンにもイラクにも。その過程で我々は、またもや罪なき子供たちを少なからず殺すだろう。冬に備える服もなく、満足な家もない子供たち。なぜ自分が死罪に値するかを教わろうにも、学校さえ行っていない2歳や4歳や6歳の子供たちを。さらに彼は、多国籍企業の最高責任者たちはグローバリゼーションに刃向かう民衆を永久に服従させられるとほくそ笑むであろう、ともっております。

いまだアメリカはアフガンへの空爆を続けています。アメリカ在住のパレスチナ人サイドが言うまでもなく、ブッシュの言う自由には卑しい物質的利害が潜んでいます。彼の背後には、石油産業や軍事産業が、シオニスト圧力団体が存在しています。そして、アメリカの資本の野望は、今やアメリカを追い越そうとする中国の石油消費に対抗して、ペルシャ湾とカスピ海の石油を支配することであり、アフガンへの攻撃は、石油権益にかかわるペルシャ湾から北部の油田地帯に至るアメリカの支配と深くかかわっています。実際、事態はそのように進展しました。

このように冷戦後圧倒的な軍事的優位を誇るアメリカには世界のマネーが一極集中し、アメリカ人はマネーゲームに沸き、私たちの金で消費を謳歌しています。が、自由な言論が封じられ、排外的なナショナリズムが徘徊してもいるアメリカを眺めつつ、グローバリズムの名のもとでのこのアメリカなるものに我が国がいかにかつらされてきたか、私たちは深く考える時期に来ているように思えます。

他方、東大の姜尚中教授が、中山太郎氏が会長を務める衆議院憲法調査会で東北アジア共同の家構想について話しています。同時に、私たちはアジア - アフガン - 中近東につながる、サイドの

言うオリエントについて考えをめぐらすときがやってきているように思います。

さて、本題に入ります。

第1点、NPMと行財政改革。

12月議会で、日本は構造不況が一層悪化し、日本型福祉国家の行き詰まりから、裁量権、業績、評価といったマネジメント手法、市場メカニズムの利用、市民を顧客と見る顧客主義、組織の簡素化などを内容とするNPMが敷衍し始めていると述べ、バランスシートの早期完成を要請しました。

今回、NPMの一手法であるバランスシートが財政課から出されたので、それを受けて論議を深めたいと思います。

NPMは、自治体行政に関して石原俊彦氏の言うように、確かに1つのパラダイムの転換であることには違いありません。上山信一はこれを行政のルネサンスとも言っています。というのも、ニュー・パブリック・マネジメントは中央-地方の官によるいわゆるお役所業務、給付行政、あるいは統治から生活者中心のサービス産業へと転換するツールでもあるのです。それは、国家システムからいえば土建国家から本来の福祉国家へ、地方行政でいえば公共事業から社会福祉へ、そういう展開を意味しています。

もはや旧来の行革の3点セットである定数削減、機構改革、経費節減は、それが当市ではまだまだ成就されていないにせよ、もはや時代の遺物になりつつあります。合規性を重んじる手続論より成果重視、つまり住民、生活者の満足度が重視されなければなりません。そして、そのためにこそ新しい経営手法、つまりNPMが要請されるのです。ただし、NPMでは市民を顧客ととらえることで自治や分権に伴う市民参画と住民負担、そして公共性の観点がともすれば欠落しがちですが、ここでの議論ではそのことは不問にします。

さて、バランスシートについて12月議会でお尋ねさせていただきましたが、ようやく自治省通達からほぼ2年が経過した時点で、総務省発の形式をとって日の目を見ました。もとより、決算統計活用方式であるとはいえ、また日本の先端都市からいえばやや遅きに失するとはいえ、昭和44年にさかのぼっての長きにわたる財政課の尽力を

高く評価させていただきたい。

これで負債残高や旧来単年度会計では示されなかった退職給与引当金等が示され、これだけでも現金主義会計のコスト計算の限界の一端が示されてきました。しかし、有形固定資産の大部分を占める土地評価が取得原価主義であり、時価主義の導入や連結決算方式を早急に準備しないと、実際の市の経営状態が正確には把握できない。あるいは簡便な決算統計活用方式を採用しているため、当面は財政部局だけの作業になっている。つまり、各部署、全職員が参加できていないなどの難点があるものの、ようやく本市は形式だけでもNPMという新潮流の中に身を置いたと言えます。

全国に先駆けてバランスシート作成に取り組んだ臼杵市の目的は、ひとえに財政再建団体に転落させずに財政再建を行い、他方で顧客主義に立った市民サービスを向上することでしたが、本市でのバランスシートの作成の主要な意図とその成果、そして今後の展開をお聞かせ願いたい。

さて、NPMの議論に戻ります。言うまでもなく、NPMの基本原理は、第1に市場経済的枠組みの導入と活用、第2に福祉国家形成の過程で発生した住民を受益者としてではなく消費者、顧客と見る顧客主義、第3に成果志向、第4にエージェンシーなどに見られる権限委譲や分権化等があります。

これらの視点に立って、今動き出している事務事業の見直し、民営化、外部委託、情報公開やサービス内容の公開、発生主義的会計の導入などがあります。バランスシートの作成もこのシステムの枠に位置づけられないと意味がありません。

ここでは、成果志向の観点から行政評価を改めて取り上げたい。行政評価は言うまでもなく、政策評価と執行評価に分類され、執行評価はさらにコスト評価と事務事業評価に分かれます。コスト評価の出発点としてバランスシートが作成されたと考えますが、今後のコスト評価と事務事業評価についての考えをお聞きしたい。とりわけプラン・ドゥー・シーサイクルを踏まえた今後の業績評価システムの構築をどのように考えられているのか、お聞きします。ちなみに、滋賀県長浜市ではプラン・ドゥー・シーをドゥー・チェック・アク

ション・プランというふうに変え、NPMを新都市経営と呼称しています。

さて、単年度会計を越えて一部発生主義的会計を導入してきたバランスシートは、旧来のインプット・アウトプット関係からアウトプット・アウトカム関係をはらみ、既に業績の効果、顧客としての市民の立場からいえば、施策の満足度あるいは便益性を必然的に問題としてきます。

一方、執行評価をめぐるっては、3年前に中核都市に導入された外部監査の監査要点である正確性、合規性、経済性、効率性、有効性があり、とりわけエコノミー、エフィシェンシー、エフェクティブネスの3つは3Eと呼ばれ、この視点なくして執行評価はありません。つまり、事務事業評価システムは正確な行政コスト計算ができなければならず、それには発生主義的思考が不可欠です。その点の顧慮、準備のほどを御説明いただきたい。

最後に、今回のバランスシートの作成は、直接的には総務省の指導及び財政破綻がきっかけでしょうが、大きな枠組みでの成果思考並びに顧客サービスに向けた第一歩であるとして、それは当面の課題は職員の市民サービスとして地方自治体職員の目的意識の醸成であると同時に、さらにはコスト意識の醸成へと向かうものであると考えますが、その点リーダーの考えをお示してください。

第2点目、農業公園等の公共政策について、中止あるいは凍結についてお聞きいたします。

行政評価の頭の部分は政策評価であります。それは地方公共団体では総合計画にあるわけです。しかし、第4次のそれは将来にかかわる話であって、今は継続中の農業公園にかかわって、NPMでいえばアウトカムの部分、平たく言えば財政危機の最中、校舎の建てかえもできない状況で、市民の満足度を高めるとも思えない公共事業を継続する価値があるのか、改めてお尋ねします。

もとより、それは客観的な数値をもとにした評価でなくてはなりません。大半の基金が底をつき、平成15年度の予算が組めるかどうかがうわさされている今、あえて農業公園をPFIでとってみたとところで、私には時間稼ぎにしか見えてきません。確かに、99年に民間資金等の活用による公共施設等の推進に関する法律、俗に言うPFI

法を背景に苦肉の策として出てきていることは間違いありません。つまり、現実性に欠けていると言えましょう。

しかし、ここで確認しておくことがあります。PFIは単なる事業手法に矮小化されるものではなく、VFM、つまりバリュー・フォー・マネーというコンセプトを持つ公共サービスをいかに提供するにかかわる考え方なのです。市民に確実にサービスが届けなければなりません。かつ、民間が参加することで収益性も大切な側面となります。私たちの議会の良識で、どう考えてもこの2点が成り立つとは到底思えません。万という市民が押しかけるとでも考えているのでしょうか。しかも、ふれあい自然塾が完成だというのにです。

いずれにせよ、市民の幸福に深くかかわることであり、地域整備費がたったの二千数百万円に押し下げられ、各老人集会場の年平均修理費が4万円を割り、また次年度以降の退職金の支払いもできないだろうという財政危機の中、農業公園を押し進めることにどれほどの意義があるのでしょうか。

PFI理論にのっとって話しましょう。通常、PFI事業の検討方法として、OBC、いわゆるアウトライン・ビジネス・ケースがあります。そのフローに従えば、事業の必要性、サービスやパフォーマンスの特定、コスト想定とVFMテスト、リスク移転と契約ストラクチャーテスト、財政可能性、そして事業運営計画等がありますが、以上の諸点に関して農業公園の意義と効果をお聞かせください。

第3点として、公教育における障害児の位置と対策についてお聞きいたします。

日本が前代未聞の不況に陥り、不毛の90年代を経て地域社会が解体されつつ、日本人は心のよりどころをなくし、子供たちといえば大衆消費社会で社会から疎遠になりつつ、欲望化、私利私欲化を深め、今という時代にほとんど希望を見出せなくなっています。こうした世相を反映して、学校で子供たちは粗暴化し、感情移入が難しくなり、障害者等の弱者へのいじめや暴力が確実にふえています。

このような時代にあって、自閉症や児童虐待に

よるPTSD症候群などを持つ子供たちのほかに、LD、つまり学習障害やアスペルガー症候群、つまり高機能自閉症等、特に目立たない形で日々生きる子供たちが存在し、彼らは恐怖や不安におびえつつ、静かに日を暮らしています。例えば、アスペルガー症候群の場合など、IQが正常であるにもかかわらずコミュニケーション障害等を持ち、公教育にかかわる教師一人一人の細やかな配慮やケアでようやく安堵できるのです。

児童虐待を受けている生徒はとりわけそうです。「心的外傷と回復」を書いたジュディー・ハーマンは、ダブルシンクの節で次のように語っています。

被虐待児といえども自分のケアをしてくれる人に対して一時的愛着を持たなければならないのだが、その対象ときたら危険人物か、自分を無視している人物かである。同じように、慰めというものが一切ない環境の中で自分を慰める能力を育てなければならない。

現在、教委で記録されるそうした生徒たちの数及び直面している困難な課題についてお聞かせ願いたい。

これにて壇上での御質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（角谷英男君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 北出議員の御質問のうち、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）について御答弁を申し上げます。

新公共経営とも訳されております行政に民間企業の経営方法や考え方を取り入れていくという方法でございまして、限られた予算や人員を有効に活用して最大限の市民サービスを提供していくことを目的といたしております。

長引く不況等によりまして、自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、自治体運営にはより一層の創意工夫が必要とされております。行政に民間企業の経営感覚を取り入れ、市民に望まれているものを可能な限り低コストで提供していくことが求められており、公共サービスの提供を商品としてのサービスを提供する民間ビジネスになぞらえ、最小の経費で最大の効果を生む手法がN

PMでございます。

NPMの基本は、過程よりも結果を重視する成果主義であり、今後行革実施項目にも掲げております行政評価制度を導入することにより、市税等を原資とする予算や人員などの資源をどのくらい投入し、どれだけ量のサービスを市民に提供したか、行政活動の結果、市民の視点で見てどれほどの成果があったのかなどを客観的にとらえ、次の施策等の改革、改善を行っていく手法を検討してまいりたいと思います。また、行政評価を全庁的、全職員的に取り組むことで、職員の意識を市民に対する成果志向へと変革し、職員の意識風土を改善していく動機づけを行っていきたいとも考えております。

次に、バランスシートの意義につきまして御答弁申し上げます。

現行の自治体会計は、単年度の現金の出入りを示す歳入歳出決算書などフロー、現金の流れが中心であり、また支出する金額のうち資産形成に関するもの、すなわち建設事業費、積立金、市債元金償還金などでございますが、これと経費的なもの、すなわち人件費、物件費などの区分がなく、収入についても国・府からの補助金、地方債、地方税、基金取崩額などが並列的に扱われています。

このため、市の資産がどのように形成されてきたか、現在どのくらい価値があるのかなど、ストック、資産や負債の残高に関する情報が十分でないと言われてきました。本市では、企業会計的な発生主義、減価償却費や引当金などの考え方を取り入れ、資産や資産形成に要した地方債や補助金など、ストックに関する情報を一覽的に明らかにするためバランスシートの作成に取り組み、先般お示しをさせていただいたところでございます。

バランスシートは、資産に対する一般財源、地方債の比率や将来世代の負担割合など、長期的、継続的な視点による財務分析に寄与するものであると考えております。また、今後の財政運営等に役立ててまいりたいと考えております。また、普通会計だけでなく、他の会計等も含めた連結のバランスシート作成についても今後検討してまいりたいと考えております。

今回のバランスシートの作成によりまして資産、

負債等の状況を明らかにしてまいりましたが、自治体の行政活動は将来の世代も利用できる資産だけでなく、人的サービスや給付サービスといった資産の形成につながらないサービスも大きな比重を占めており、この資産形成につながらない行政サービスに要する経費（行政コスト）を把握することも重要でございます。

この行政コスト計算書は、民間企業で言う損益計算書であります。この作成につきましては、その考え方の基礎となっているのがバランスシート作成において用いた減価償却や退職給与引当金などの考え方でありまして、決算額から資産形成に要した経費や資産形成の見返り財源となる地方債の元金償還額等を除き、減価償却費や退職給与引当金を加えるなどして、資産形成に寄与しない経費のみのいわゆる行政コストを求めることができると考えられていますので、その作成についても今後の研究課題といたしたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後の行財政運営に民間企業的な手法を可能な限り取り入れ、効率的で効果的な運営を行っていくことが本市の重要な課題であり、市民サービスの向上につながるものと考えておりますので、御理解を賜りたく存じます。

また、プラン・ドゥー・シーの考え方もお示しをされたわけでございますが、1点チェックも抜けているというふうに思います。プラン・ドゥー・シー・チェックで1つのサイクルができるということでありまして、これはISOの思想でもございます。ですから、今後はそのプラン・ドゥー・シー・チェックの考え方も取り入れていきたいと、このように考えている次第でございます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 何か、農業公園整備事業が学校教育施設の整備や、また福祉施策の充実を阻害するように聞こえるわけでございますが、この事業については、花卉団地に隣接するという立地条件を生かしまして、花と緑に包まれた豊かな自然の中で、市民が花摘みや農作物の栽培など農との触れ合いを通じたレクリエーションの場を提供するというところで、議会も一致して取り組んでまいった事業でございます。

また、泉南市農業の特産であります切り花のPRにもつながり、地域農業の振興を図る上でも重要な拠点施設であるとして事業を実施しておるところでございます。

PFI手法の導入につきましての検討でございますが、農業公園の管理・運営について民間のノウハウを活用する方がより低廉かつ良質な公共サービスの提供が期待されるということで、その1つの手法として取り組んでまいっているところでございます。現在、多くの自治体におきましても検討がなされているPFI手法についての導入の可能性の調査検討を行っております。

PFI手法の導入については、議員御指摘のとおり、バリュー・フォー・マネーがあることが前提条件となります。バリュー・フォー・マネーとは、納税者である市民にとって税金の持つ価値を最大化しようという考えでございます。バリュー・フォー・マネーの算定は公共がみずから実施する従来の公共事業手法でのコストとPFI手法によるコストとの比較で行い、PFI手法による方がコストが少ない場合にバリュー・フォー・マネーがあることとなっております。この場合、PFI手法が管理・運営も含めた事業期間全体を通しての評価を目指していることから、その比較においても事業期間全体におけるコストによって行うこととなり、事業期間全体でコスト削減を図ることができるものと考えております。

また、PFI手法の手法におきまして、実施の方針、PFI事業の評価、選定、民間事業者の募集、評価、選定においてその結果等を公表することとなっております。事業評価がなされるとともに、事業の透明性が確保されるものと考えております。また、他所で先行して進められておるPFI事業については、いわゆる箱物施設が中心となっております。農業公園関連では事例が少ないため、どのような民間事業者が興味を持っているのか、どのような事業方式が農業公園に適しているかと、こういうことの把握が困難であります。

このために民間事業者の意向を把握する目的で事業検討会を先月に開催いたしましたところであります。現在、アンケート調査中でありまして、その結果をもとに事業スキームの検討を行うことと

いたしております。13億になる用地取得費、これをどう市民に還元するかが肝要でございます、今後ともシンク・グローバリー、アクト・カンントリーで取り組んでまいります。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 障害児教育についての泉南市教育委員会での現状と対応につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

本市の養護学級の現状は、平成13年度小学校11校中10学級、また中学校は4校中4学級に設置されております。学級種別、在籍者数につきましては、情緒障害が4学級9名、知的障害10学級24名でございます。

本市の養護教育の基本方針は、心身に障害があるため教育上特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒に対しては、その心身の障害の状態や発達段階に応じてよりよい環境を整え、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会に参加する人間に育てるために養護教育の充実に努めておるところでございます。

各学校の養護学級での教育は、障害のある児童・生徒一人一人の障害の状況に応じた教育課程を編成し、個に応じた適切な指導を行っております。具体的には、日常生活の指導といたしまして衣服の着脱や整理整頓、食事、掃除、あいさつなど、1日の生活の流れに沿って繰り返し学習させ、正しい習慣として身につくよう指導いたしております。

生活単元学習は、領域、教科を合わせた指導の形態の1つで、行事や季節を題材として構成し、具体的な活動を通して各教科の内容を指導してまいります。教科の指導におきましては、国語、算数を中心に反復練習をすることにより学習内容をしっかり身につけさせていきます。また、学習内容がよく理解できるようにコンピューター等の教材、教具を使って工夫をいたしております。

通常の学級での教育は、可能な限り障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒とがともに学び、ともに育つように配慮し、互いに理解を深めることによりまして好ましい人間関係の育成に努めております。さらに、全児童・生徒に障害のある人に対する正しい理解と認識を深めさせるよう

な取り組みも行っております。

具体的には、生活、体育、音楽、図工、美術、技術課程、あるいは家庭学級、総合的な学習の時間、クラブ活動、学校行事等は通常の学級で集団参加を円滑にするための経験を深めております。また、休憩時間に養護学級を開放し、ともに学ぶ機会をつくったりもいたしております。

子供たちの教育、個性を尊重する、個性として認めること、これは大切なことではありますが、一人一人の子供に合わせた特別なかわりがあったその教育が生きてくるところでございます。特に障害児教育におきましては、個人の特性、あるいは状態に応じたきめ細やかな教育を進めるとともに、すべての園児・児童・生徒が生活する中で障害児への理解と豊かな福祉意識をはぐくむ教育活動が大切であります。

子供たちの心理状況の配慮もなく学習指導を進めてまいりますと、その子供たちの学習能力の改善が見られないばかりか、ますますやる気をなくし、さまざまな他の行為障害を示すようになっていったりもするところがございます。

特に、先ほど議員も御指摘いただきましたLD児、いわゆる学習障害児やあるいはADHD児への理解を深め、かわり方、支援の仕方等大変大事なところがございますので、現場の先生方にも研修を受けていただいたりということで、養護学級担任の先生だけではなく、ほかの先生方も専門的な教育技術の向上、教職員の共通理解と認識を高め、全校的な協力体制の確立を進めていくことが大事であると考えてございます。今後とも、保護者と連携いたしまして子供個々の実態に応じた適切できめ細やかな指導ができるように教育委員会といたしましても支援をしてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） では、教育委員会の方からお尋ねさせていただきます。

とりわけ障害児対策というのはかなり形ができて上がってきていると思うんですね。皆さんよく努力されてきていると思うんですけども、最近の傾向としては、LDとか、PTSDというか児童虐待とい

うのがいろんな形であると思うんですね。だから、それを個々の教師がどうとらえられるかという、そういう子供ですね。見えにくいと思うんですね。

そうしてまた同時に、生徒同士の関係において乗り越えというんですか、基礎的な信頼関係みたいな形成とか、そういうことに取り組んでいかなきゃならない。そういう見えない形のものが今改めてLDとか等で表へ出てきてる。その辺の対策についてはどの程度までやられてるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほどもお答えをいたしました中にもあったんですけども、いわゆる目に見えないような形で、今までは種別としての障害児ということのはっきり見えた形で出てまわっている子供たちもおりましたけれども、最近とみにこの辺の研究が、日本ではおくれておったわけですけども、LDあるいはADHD児ということで、一般、通常学級の中にもそういった子供たちがおると。特別お医者さんの判断をいただきましてLD児あるいはADHDという子供であると、障害児学級ということで入級をしていただいての指導もいたしております。

これは、先ほども申し上げましたように養護学級の担任だけではなくて、学校全体、教職員がいわゆるカウンセリングマインドも持ちながらその辺の発見に努め、対応してまいらねばいけない。学校全体としての取り組みをしていかないといかんとということで、各学級数名そういった子供たちがおるのではないだろうかということで研修を深めて、その辺の発見に努めたりいたしております。

あるいはまた、児童虐待につきましては、各学校の方にも指示を出しまして、そういう兆候が見受けられたり、あるいは保護者あるいは他の家庭からの連絡というんですか、こういうものがあつた折には各学校の範囲でできることであれば各学校で対応、時には地域の方々、専門機関、教育委員会の方に連絡を入れていただいて対応してまいるといふ、そういうシフトを組んでございます。今まで、一、二そういった形での報告がございまして、その対応もしてまいったところでございま

す。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 今の教育長のお言葉で、研修とか一定やられてるようには受けとめさせていただいたんですけども、実際そういう研修というのはどんなふうにとどの程度やられてるのかということと、児童虐待なんかの通報義務なんてございますから、法によって定められてますから、その辺に基づいて報告件数とかわかってる範囲でお示ししたいと思っております。そして、もし研修等について今後の予定、どういうふうに取り組んだらいいか、問題点等があれば同時に御説明いただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 児童虐待に関する通報というんですか、今年度ではそういった事案については、直接的な確認は通報という形のもの、そういう形態のものは確認いたしておりませんけれども、通報という形をとらないまでも、学校との個別の連携の中でこういった家庭実態に置かれている子供や生徒がおるといふことは、幾つか事例として確認をいたしております。

それから、研修の問題ですけども、これは市の教育委員会がやる研修、あるいは府教育委員会がやる研修、それから校内研修と3つの形で、校内研修についてはそれぞれの学校・園の障害児教育、養護教育にかかわる課題に即して、子供の実態に即して研修をやっております。市の教育委員会あるいは府の教育委員会につきましては、一定年間の計画に基づいて4月当初に研修計画をおろして、それぞれの役割、担当の中で関係の教諭の方に研修を受けていただいております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 児童福祉法の25条等、いろんな法文で明文化されておりますけれども、例えば援助する場合に共感とか受容とか安心感を持たせるとか、子供自身の自己評価を高めるとか、そういうことに対して、研修等を含めて教員一人一人にどこまで周知徹底できてるかという、その辺をちょっと確認したい。できていなければ今後

どうするかということ。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 特に、おっしゃったようにそういった状況に置かれた子供についてだけじゃないんですけども、とりわけそういった子供については子供に接する手法も含めて、あるいは心理的な関係も非常に大事で、特に最近はそのような部分の研修に重点を置いておりますが、全教職員に細かく徹底してるという状況では決していないし、最近、先ほど事例的に挙げました今まではない障害というんですかね、そういった面につきましては、決して研修が十分であるとは言えないと思いますので、今後の重点的な研修課題にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 今後、行き届いた配慮のある施策を実施されるようお願い申し上げます。

それではNPMに関して御質問させていただきます。

市長がさっきおっしゃられたプラン・ドゥー・シーでチェックができてないじゃないかというふうな発言がございましたけども、一応長浜市の例でドゥー・チェック・アクション・プランというふうなことがあるというふうに私は指摘さしてもらったつもりです。

今おっしゃられた範囲でも、行政コストですね。コスト評価あるいは事務事業評価については、今後徹底してやるという方向を持っていらっしゃるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 事業評価については事前、それから事業中、事後と3つに大きく分かれるというふうに思います。泉南市も事業中の評価については、既に砂川樫井線とか、あるいは公共下水道とか、着工して10年以上経過してる事業については、もう数年前に学識あるいは民間の方々も入っていただいて評価済みでございます。

事後はまだそういうビッグなプロジェクトが終了してありませんので、事後はその事業が終わっ

た後5年後ぐらいにもう一度チェックをかけると、こういうことですから、それはまだやっておりません。今後、そういう大きな事業が完成した後、数年後、5年後以降ぐらいにそういうチェックをやるということは必要かなというふうには思っております。

それと、バランスシートとの関係で、現在バランスシートだけのお示しでございますけども、今後行政コストについてもそういう資料を分析してつくっていく必要があるんじゃないかということでございますけども、これについては手法がまだ十分確立されていない部分もありまして、我々も勉強はいたしております。ただ、これも大変な作業になりまして、非常に難しい面がございますけども、やはりバランスシートだけではなくて、バランスシートとコスト計算というのが1つの対だという考えは持っておりますので、今後ともそういう考え方で研究を進め、また適当な時期にそういうこともやっていきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） それで、第1段階として、今回のバランスシート、インターネットを通じて市民に提示するという形も考えられていらっしゃると思うんですけども、ちょっと読みにくいと思うんですよね。だから、その辺をどんなふうに考えていらっしゃるのか、わかっている範囲でお聞かせ願いたいんですけども。

それと、要するにNPMというのは端的に言えば職員文化の問題であって、職員のいわゆる目的意識、自治体職員の目的意識の醸成というか、それから次にコスト意識の醸成ということが大きな課題になってると思うんですけども、その点との関係で、バランスシートの作成というのはほとんどまさにそういう意味では発端なんだと思うんです。

その形成過程は、先ほども申し上げたように財政課ですか、の単独作業になっておりまして、それを職員全体に敷衍する、あるいは市民に提示する、その形で自治体職員の目的意識の醸成、コスト意識の醸成等について、今後戦略的なお考えがあればお聞かせ願いたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） バランスシートが財政課だけでということのお話もございましたけども、確かにつくったのはそこを中心につくりましたけども、さまざまな資料提供を含めて、やはり全庁的な体制でやったつもりでございますし、それからそれが完成した時点で調整会議、各部長が出席しておりますが、そこで共通の認識として泉南市のバランスシートはこういう状態にあると。

なかなかこれ、まだ事例が少ないものですから、どういう評価をするかというのがなかなかわかりにくい部分がありますので、ただ現在わかる範囲の評価、あるいは他市との比較とか、そういうことについては共通の認識を持たせたところがございます。今後はまた、職員研修の中でもこういうテーマも取り入れて深めていきたいというふうに思います。

それと、PRの仕方については、広報誌に載せるとか、あるいはホームページで発信するなり、さまざまな方法が考えられますので、それらについては今検討しているところでございます。

それと、先ほどおっしゃられた他の会計との連結、企業なんかも連結決算方式に変わってきてるわけでございますけども、他の特別会計等の連結という問題も今後視野に入れていきたいというふうに思います。他の会計につきましては、特に最近ですと下水道とかあるわけでございますけども、これは昭和50年代ぐらいからスタートしておりますので、今やっておりますのは昭和44年以降のデータを全部インプットしたという大変な作業があったんですけども、それよりは歴史が浅いものですから、そういうデータも入力して、今後1つの形にできればなというのは思っております。

それと、バランスシートにとどまらず、コスト計算というもう1つの手法がございますけども、これもまだ全国的に余り バランスシートも少ないんですが、よりまだ着手されてるところが少ないというふうに思っております。今後我々の方も十分そのあたりの勉強もして、そのコスト計算が可能なようなシステムもつくっていききたいと、このように思っております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 連結決算で今後やられるということで、財政課だけの作業にどちらかというとまだなってる。それは仕方ないと思うんですけど、最初はね。だから、次から連結決算へ広げていく。水道会計なんかはもともと複式簿記でやっておりますし、当然できてると思うんですけど、下水道課とか、そういう格好で広げていくと。そこを通じて職員意識をもっと醸成させていくようにやっていただきたいと思います。

それから、コスト計算とかその辺は、歴史的に見たら細川護熙知事が当初やりかけた。あれはニュージーランドとかアメリカの例を受けて80年代の冒頭にやりかけた。ただ、そのとき日本はこれだけ財政逼迫しなかったんでつぶれたと。あるいは、もっといえば82年ぐらいに日本の税理士会の近畿税理士支部ですか、始めたけども、これもつぶれたと。バブルが崩壊して、いわゆる自治体、中央とも財政破綻を起こして初めて問題になってくると。

そういう意味で歴史の不可避性はしゃあないかなと思ってるんですけども、この間三重県の事例を12月にお示しさせていただいて、今回長浜市とか白杵市とか言わしていただいたんですけども、大阪府下でいえば6番目か7番目か、早いうちだと思います。逆に言えば、財政破綻の密度も濃いと思うんで、その辺両面があると思うんですけども、その辺はいろんな先進的に問題をとらえていらっしゃるという部分では、いろいろ取り組みは今後とも期待はできると思うんで、その辺の実施に向けて速度を遅めないでやっていただきたいと思います。その点については要望にとめたいと思います。

それから、農業公園の問題に移りますけれども、一定のお答えはいただいたわけですけども、どの事業にしても、それはそれなりの事物が存在する限り、その理由はあるわけですから、どの施策でも理由があるわけですね。だから、議会としては優先順位をつけて議決するという形ですよ。施策提言は理事者がつくる。我々はその中で優先順位を決めて議決させていただく。それにのっとって理事者がまた執行してもらおうという形になりますね。

だから、そういう意味で、例えばこの間松本議員がおっしゃられたような建てかえの校舎の問題、あるいは先ほど申し上げましたように退職金が15年度以降出のかどうか、退職債の発行が可能なのかどうか、そういった状況の中で事業凍結とかの考えも含めて、市長がおっしゃられた10年以上経過したものに対しては何らかの協議会とか何かでやられたというふうにお聞きいたしましたけれども、10年たってないやつは見直しとかはまだやられてないわけですよ。

だから、やっぱり高度成長が終わった中で諫早湾の問題もありますし、見直す、凍結しなければならないものは一定凍結して、また再開するというふうなことで、そういう優先順位の選択をしてはどうかということで私は申し上げているわけですが、その辺を受けとめていただいて、事業部長がさっき御説明いただいたんですけども、若干さっき私はOBCに従って話をさしてもらいましたけれども、改めてお聞きします。繰り返になりますが、事業の必要性、サービスやパフォーマンスの特定とか、あるいはコスト問題ですね。今言ったVFMテストですね。パリュー・フォー・マネーというその辺の市民サービスとの関係、あるいは今まさに僕がお示しいたしました財政の可能性ですね。いけるのかどうか。退職金が支払えるのか、校舎の建て直しもできるのか。

そういう財政、大きな枠組みの中での選択肢としてどうなのか。そして、その事業運営計画にリスク移転とか問題がありますよね。例えばPFIで民間企業に入ってもらって、そのリスク補てんをお互いどうしてるのか。当然、集客がなければ泉南市が補てんしていかなきゃならないわけですから、その辺の現時点でのPFIでこの間20社ほど来ていただいたということをお聞きしておりますけれども、その辺のできる限り詳細にわたって公開できる範囲で御説明いただきたいと思えます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 農業公園の整備事業につきましては、過去2度にわたり事業の完了期間を延ばしておるわけでございまして、現在は平成17年の春には事業完了いたしたいというス

ケジュールで取り組んでおるわけでございます。

13年度の事業につきましては、これは既に用地については先行取得を含めましてざっと12億7,000万ぐらいに金利も含めてなっておりますのでございまして、この部分については買い戻しをしなければならないという部分は、これはもう決まっておることでございます。

先ほども申しましたように、これから事業をどう市民に還元するのが効果的であるかという検討を、遅いと言われればそれまでなんですけども、取り組んでいかなければならないということでございまして、PFIの導入の手法もこれも1つの方法ということで、今現在は取り組んでおります。今年度、3月もう少しですけども、13年度としてはPFI手法の導入がいけるかどうかという判断をいたしまして、その結果が出れば、14年度中に民間の事業者といろいろ協議もいたしまして、当然導入するという決定をすれば公募でやっていくわけでございますけども、このあたりについて見きわめを行いたいということで今現在は考えてるところでございます。

また、事業の評価については、既に工事も始まりまして6年経過するわけでございまして、その都度その都度やっぱり事業についての見直しはやっていかなければならない。また、それも市民に対していわゆる説明をしなければならないというアカウンタビリティですが、これも取り入れて取り組んでいかなければならないのではないかとこの考えを持っております。

議長（角谷英男君） 12時1分までです。北出君。

12番（北出寧啓君） NPMにかかわって、エコノミー、エフィシェンシー、エフェクティブネスという3Eが特に強調される時代ですから、要するにあいまいで今まで明示されてなかったものが、これからはすべて一応よくも悪くも科学的に明示されると。その辺の洗礼を受けた上で政策なり、その執行なり、あるいは事務事業なりに対して評価が起こってくるわけで、その辺を今後は厳密に当然やっていただけたらと思いますけれども。

それと、最大の問題点はやっぱりバランスシート、これ今お出しになって、今後いろんなコスト

評価、事務事業評価云々が出てきて、行き着くところは、やっぱり職員文化というんですか、職員の意識をどうするかということが最大の問題になってくると思います。それと、もう一つは、やっぱり首長の実行にかかわるリーダーシップだと思います。この2つがNPM、新しい行財政改革を展開するための2つの軸になると思うんですね。その辺についてお考えのところがあれば、どなたでもおっしゃっていただけたらと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本市は、いろんな面で他市に先駆けているんな施策あるいは手法も取り入れてきております。今回のバランスシートも若干、6番目ということでトップではございませんけれども、いろんな角度から新しい手法なり、新しい考え方なりというものを先駆的に取り入れていくようにしないといけないという、基本的にそういう考えを持っております。

御指摘のありましたこれからの都市経営と申しますが、その辺は確かに今の従来の考え方ではなかなか成り立っていかない部分になってきているというふうに思っておりますので、今回御指摘いただいた点も含めまして、我々の方も再度これからの行財政、特に行政サービスのあり方ということについてはもう一度考えていきたいと、このように考えております。行政コストも、私も研修を受けてきておりますので、そういう形で大変な作業には違いがありませんので、そういうものをできるだけ早期に取り入れていけたらと、こういうように思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

12番（北出寧啓君） あと何分ですか。

議長（角谷英男君） あと1分。もうほぼ、1分以内ですね。北出君。

12番（北出寧啓君） それでは、私は今回で退職される各管理職の方がいらっしゃって、特に事業部長とは楽しい論戦をこれまで重ねさせていただきまして、感謝とともに一言おっしゃっていただきたいと思っておりますが、30秒でも、10秒でもいいかがでしょうか。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 石田治部少輔三成

が三条河原でしたかで首をはねられるときに、のどが乾いたので白湯を欲しいと言ったそうです。警護の侍が、この場に白湯はないが柿があるということで、柿を食べてしのいではどうかと言ったそうでございます。そのときに、今に首をはねられるのに、何を考えてるんやというようなことで警護の侍が言ったところ、三成は、武将というものは最後の最後まで命を惜しむものだと言ったそうでございます。私も3月31日までは都市整備部長でございますんで、職務を全うして、あつぱれ武将と言われたらいいというふうに思っております。議長（角谷英男君） 以上で北出議員の質問を結びたいします。

1時まで休憩いたします。

午後0時 1分 休憩

午後1時00分 再開

副議長（東 重弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田君。

8番（奥和田好吉君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

青少年が絡む事件が多発する中で、もしコンビニの前でたむろする中学生がたばこを吸っている。教育長、あなたは注意できますか。そんな場面に出くわしたとき、多くの答えはノーであろう。頻発する事件報道を見ている大人には、注意したら何をされるかわからないというおびえすら存在する。だからといって放置していいわけがない。管理職の心得として、部下を褒めるときは人前で、注意するときは2人だけの会議室でという言葉がある。それほど注意という行為には、周囲の目や恥の感情が密接に関連する。そうした感情を乗り越え、注意の言葉が相手の心に届くような人間関係を結ぶことが先であろう。冒頭の問いの本質は、大人が子供に注意できなくなったのではなく、注意できるだけの人間関係を結べなくなったのではあるまいか。

学校教育の質の向上を図ろうと、東京品川区教育委員会が全国に先駆けて導入した学校選択制は、当初子供間の競争が熾烈化するのではないかなど

と懸念され、賛否両論あったが、2年を経過し、そうした心配は杞憂、取り越し苦労に終わったと思います。学校間の序列化はほとんど顕在化していないし、競争現象も起こっていない。逆に、学校選択制の導入によって、沈滞化した公立学校を活性化させるプラス面が出てきている。特色ある学校づくりを進めようという取り組みによって、現場の教師の目の色も変わってきているようである。また、来年度から導入する外部による学校評価制度についても、先見性があると思います。

そこでお伺いしますが、平成14年度から新学習指導要領完全実施に当たり、選択教科の充実をとありますが、この部分のみお聞かせ願いたい。また、現行の学校教育法は小中一貫校設置を認めていないが、埼玉県川口市は新年度から市立幼稚園、小学校、中学校で実質的な一貫教育の試みをスタートさせると伺っております。教員を相互に派遣し合うほか、4月からの新学習指導要領導入に合わせ、小学校で英語を教えるなどカリキュラムの弾力的な運用も図る考えのようである。

2年間の幼稚園から通い続ける場合、11年間にわたって継続性のある教育を受けることになる。泉南市の教育長として、この問題についてどのようにお考えを持っておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

教育問題2点目は、中学校給食とIT給食導入についてお伺いします。

福井県武生市では、平成14年度秋ごろから市内の中学校でインターネットで給食を注文するIT給食の導入を検討しております。現在、武生市では中学校で給食を実施していないが、多くの保護者が給食を望んでいる。このため、給食について弁当持参、ランチルームメニュー、外注弁当の3種類の中から選べる選択制を導入するようになったそうであります。

我が泉南市においても、多くの保護者が給食を望んでおります。長引く不況の中でやむなくお母さん方が働く家庭が多くなり、中学校給食を望む方が日増しにふえております。学校給食法の第4条にも、義務教育諸学校に対しては学校給食が実施されるよう努めなければならないとの条文がございます。ところが、同じ義務教育にもかかわら

ず、小学校で実施されている給食制度がなぜ中学校で実施できないのか、疑問に思うところがございます。今の給食センターは手狭であるとか、あるいは財源がないとか、いろいろあるとは思いますが、改めて義務教育という観点から中学校給食の導入についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたい。その場限りの答弁ではなく、心のこもった答弁をお願いいたします。

大綱2点目は環境問題。

市民からごみ分別の方法がわかりづらいとの声が寄せられております。ごみを出す際の注意点だけでなく、分別されたごみがどのように分別されるのかなども解説したごみ分別大辞典を作成して市内全世帯に配布してはどうかと提案申し上げたい。ちなみに、岩手県花巻市ではごみの分別を円滑に進めるため、家庭ごみなどをどのように捨てるかを掲載したごみ分別大辞典2万8,000部を市内全世帯に配布しております。この問題について御所見を賜りたいと思います。

2つ目、ごみの不法投棄は社会問題にもなっておりますが、泉南市としてどのような対策をなされているのか。郵便局と情報提供をされているようですが、波及効果がまだ出ていないように思われます。ごみの不法投棄は主に夜に集中するのではないかと思います。御所見を賜りたいと思います。

次に3つ目、放置自動車についてお伺いいたします。

現在、泉南市内に放置自動車があふれていますが、放置自動車はまちの美観を損なうだけでなく、犯罪の温床や交通障害の原因になり、住民生活の安全を脅かすおそれもあります。現在、泉南市には放置自動車は何台くらいあるのか、お聞かせ願いたい。また、自動車放置防止条例を制定してはと思いますが、御所見を賜りたいと思います。

大綱3点目は、高齢者の入居制度、老後の住まいの不安解消についてお伺いいたします。

お年寄りの世帯が急増し、老後の住まいに不安を感じているお年寄り世帯がふえておりますが、こうしたお年寄りが安心して暮らせる住宅の確保を目指す高齢者の居住の安定確保に関する法律、いわゆる高齢者居住安定確保法が昨年施行されま

した。

国土交通省によると、現在65歳以上の高齢者がいる世帯は、全世帯の約33%の約1,540万世帯を占めています。これが今後15年間で現在より390万増の約2,000万世帯に増加すると見込まれております。しかも、介護保険事業の7割が在宅介護という調査結果からも、円滑に賃貸住宅に入居できるシステムづくりや、家の中に段差などのバリアフリー化の推進が急務となっております。

ところが、お年寄りという理由だけで民間賃貸住宅への入居を断られたり、長年住みなれた住宅の契約更新を断られるなどのケースが増加傾向にあります。背景には、お年寄りが賃貸住宅に入居した後の病気や事故、家賃不払いといったさまざまなトラブルを心配する家主が入居を敬遠する傾向があります。また、高齢者の加齢に伴う身体機能の低下に対応した構造、設備の整った住宅供給は著しくおくれ、そのため高齢者が希望する住宅に入居しにくい状況にあります。こうした状態に対応し、家主も安心して貸すことができ、高齢者も円滑に入居できる賃貸住宅市場への支援策が必要となります。

そこで、高齢者の入居支援制度の入居保証システムを簡単に説明します。まず、制度の利用希望者の賃借人は、協力不動産店や家主との間で賃貸契約を結ぶ際、一定の保証料を市が指定する民間保証会社に支払います。そして、入居後に病気、事故などで家賃が支払えなくなり退去する際は、保証会社は滞納家賃として月額家賃の7カ月分と原状回復費として3カ月分を限度に家主に対して弁済します。この弁済の合計が徴収した保険料を上回り、損失を生じた場合、市に損失分の補償を請求する仕組みとなっております。

2つ目は、外国人の入居差別についてお伺いします。

高齢者の在日外国人となれば、借りるのに保証人を立てても難しく、賃貸アパートへの入居は二重、三重の労苦となっております。居住安定確保法を受け、在日外国人の居住安定を実効性のあるものにするための入居差別禁止条例といった市の住宅基本条例の制定が必要となると思いますが、

いかがでしょうか。高齢者居住安定確保法を踏まえた上で、高齢者の入居支援制度の実施をぜひお願いいたします。

大綱4点目は、行政情報提供サービスでありませんが、市民が知りたい情報をいつでもお知らせします、しかも24時間対応で市民に提供できたら、行政に対する信頼感が出てくるのではないのでしょうか。電話、ファクス、インターネット、携帯電話iモードの4つの媒体を使って市政の概要、行事内容、施設の利用案内などの情報を24時間対応で提供できる行政情報提供サービスの実施をぜひお願いしたいと思います。

最後に福祉問題。

1つ目、母子手帳について。

母子手帳を親子手帳に変更すれば、父親も育児参加ができるのではないのでしょうか。母子手帳については、平成14年度から各市町村の独自のアイデアを取り入れられる制度に変わったと思いますが、この際男性の家庭生活への参画を進める対策の一環として親子手帳に変更してはどうかと思っております。御所見を賜りたいと思っております。

2つ目、出産一時金の制度について。

出産一時金30万円を国民健康保険から医療機関に直接支払う制度であります。この問題については昨年12月の定例会での質問で、実施に向け検討したいとの答弁でありましたが、その後どのようになりましたか、お伺いしたいと思います。

3つ目、徘徊老人の安全確保であります。痴呆の高齢者が徘徊して行方不明になるのを防ぐために、PHS端末によって居場所を確認するシステムを利用した徘徊高齢者家族支援サービスを泉南市は実施しておりますが、申請手数料が3,500円と高いためか利用が少ない。申請手数料を無料にするとか、あるいは月額基本料金を下げるとかできないのかとお伺いします。

福祉問題の最後は、聴覚障害者の施策であります。要約筆記者の養成講座の実施をぜひお願いしたいと思います。今の泉南市の聴覚障害者における福祉制度は手話通訳者の派遣だけで、要約筆記者の派遣はありません。それは、結局手話が十分理解できる人しか利用することができないのであります。聴覚障害者になったからといって、す

ぐさま手話ができるようになるわけではありません。手話は覚えるのに数年かかります。ふだん手話を使う生活環境になれていない人にとって、手話を覚えるのはなかなか難しいものであります。だから、途中失聴者や難聴者の中には、手話がよくわからないという人も少なくありません。そういう人たちにとっては、手話通訳者よりも要約筆記者の派遣が必要だと思えます。また、そのためには要約筆記者を養成するための講座がどうしても必要であります。即座に派遣に対応できるシステムが必要であります。

以上大綱5点、質問が多岐にわたりましたが、理事者の皆様方の明快なる御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

副議長（東 重弘君） ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長、市長（向井通彦君） 私の方から、行政情報サービスの提供問題についてお答えを申し上げます。

行政情報の提供につきましては、広報誌としての「広報せんなん」の発行、市の主な行事の電話案内としてテレホンサービスの実施 これは24時間でやっております。インターネットを利用し、平成8年4月1日より開設しております泉南市のホームページによりまして情報を提供し、平成13年12月28日からは大阪府内の自治体において最大件数の113件の各種申請書のフォーマットが市のホームページよりダウンロードも実施できるサービスを提供しているところでございます。

また、平成10年3月に開局いたしましたケーブルテレビのチャンネル9では、地域情報「南泉州行政アワー」を映像と文字番組で放送いたしており、さまざまなメディアを通じまして情報の提供に努めるとともに、平成12年4月1日より情報公開条例を施行いたしまして、平成13年7月からは情報公開コーナーを設置しまして、市民の皆様のご利便性を確保しているところでございます。

さらに、市に閲覧に来られるというだけではなく、市民の皆さんが一定人数お集まりのところ市職員の講師として派遣し、泉南市のさまざまな内容について情報提供または学んでいただくという形でのせんなん伝市メールを平成12年4

月1日より実施をいたしまして、市民の皆様にご利用いただいております。

今回、これらの内容につきましても市民の皆さんでテーマを見つけていただくということにいたしておりましたけども、いざそういうテーマを決めるといのはなかなかわかりにくいという部分もあるかということで、今回こういうチラシをつくりまして、せんなん伝市メールのPRと、裏側にそれぞれの項目55項目についてメニュー方式で見ていただいて、この中から選んでいただくというような形にいたしたところでございます。

例えば、市役所の仕事とはどんなものかとか、議会ですと「議会議事録」とか、そういう形でこういう55項目の中から選んでいただいたら、市の職員がそちらにお邪魔をして、話題提供なり説明なりさしていただくということにいたしたところでございます。

また、御指摘の24時間サービスの対応につきましては、今後市のホームページの全面見直しと内容のさらなる充実を予定しておりまして、その中で近年爆発的に利用者が増加しております携帯電話でも一定の行政情報を得られますよう、携帯電話向けのホームページの作成を検討するなど、市民ニーズに即応した情報の提供に努めてまいりますとともに、各メディアを活用いたしました情報の提供方法についても今後調査研究をしてまいりたいと考えておりまして、よりきめ細やかな市政の情報を市民の皆さんにお伝えできるようにしてまいりたいというふうに考えております。

副議長（東 重弘君） 藤岡市民生活環境部長。市民生活環境部長（藤岡芳夫君） 市民生活環境部の方からは、ごみ問題につきまして御答弁を申し上げます。

大量生産、大量消費、大量廃棄、そういうふうな状況の経済社会から脱却をしまして、生産から流通、消費、廃棄まで効率的な利用やりサイクルを進めるといことによりまして資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務になっております。泉南市につきましても、容器包装リサイクル法の完全実施を平成12年4月から進めておりまして、泉南清掃事務組合の清掃工場の方でもそういう分別に対応した

資源化へと作業工程を組んで処理をしている状況でございます。

現在分別を実施してますのは、可燃ごみ、それから不燃ごみ、缶・瓶、ペットボトル、その他プラスチック、その他紙、紙パックの7種の分別を実施しています。

議員御指摘のように、その他プラスチックの分別収集が開始されるについて、選別の方法が非常に難しいというような住民さんの方からの御意見も本当に多いと。住民さんが分別するのをほんとに理解しやすいような啓発冊子、これが必要ではないかということは痛感しております。つきましては、啓発用冊子の作成につきましても十分検討して、新年度ではそのような形で住民さんの方にもPRをしてまいりたいと、このように考えております。

それから、不法投棄の問題でございます。

不法投棄は夜に集中するのではということで、体制としまして監視体制を24時間でやってはどうかという御意見だと、このように推察しておりますけれども、制約されました職員の配置上、率直に言いまして24時間体制をしくというのは難しいかなというふうに考えます。しかし、そういうような考えでは進歩もないということで、スタッフ全員で知恵を絞って工夫もし、本市として対応できるような方策を考えて、不法投棄がなくなるような方策を今後考えてまいりたいと、このように思っております。

副議長（東 重弘君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 奥和田議員さんの新学習指導要領に關しましての御質問にお答えをしないと、このように思っております。

今回の指導要領、この4月から小・中学校におきまして一斉に展開されるわけですが、この改訂の背景としましては、受験戦争の過熱化やいじめ、不登校問題、さらには……（奥和田好吉君「それは要りませんよ。選択教科の充実の内容はどうですかと、それだけ聞いてるんです」と呼ぶ）はい、わかりました。

先ほどもその1点についてということの御質問でしたので、それじゃそこに絞ってお答えを申し上げたいと、このように思います。

大きく分けて4つのねらいであったわけなんですけれども、一応各学校で特色ある教育、あるいは特色ある学校ということ、そういうことの創意工夫を生かすということで、いわゆる選択教科について、これは中学校における場合でございますけれども、中学校の選択教科でいわゆる生徒の興味、関心に基づいた教科や課題、さらには学習の習熟度に応じた基本的、基礎的学習に時間をかけて取り組んだり、あるいは発展的な内容に取り組んだりできるようにと、生徒の習熟の程度に応じた学習が展開できるようになりました。

従前までは選択教科、中学校におきましては各学年105時間 年間でございますが、105時間から140時間とか、これは学年によって違うんですが、1年生では140時間、2年生では105時間から210時間、3学年では140時間から280時間という枠で選択教科に当てる授業時数がカウントされておりました。

ところが、このうち以前は外国語、今中学校におきましては外国語という場合、英語が中心でございますが、その方に時間をとりまして、大体年間各学校、学年週に3時間から4時間、105時間から140時間がこの選択教科の中に入っておったということで、その分をいわゆる外国語の授業に使ってございましたけれども、今般の学習指導要領によりますと、この外国語の時間を年間105時間ということで、もう特設をいたしました。その中で外国語の指導を進めていく。残りの1年生から3年生まで学年を追って授業時数は違ってまいりますけれども、1学年で約30時間まで、あるいは2学年では50時間から85時間の間、3学年につきましては進路が迫ってくるということで105時間から165時間というような、その枠内の中で選択教科に当てる授業時数ということでの設定がされております。これはあくまで最低限でございますので、各学校の取り組みでは多少のこの時間からの枠外あるいは枠内という形での弾力性は持たせておりますけれども、そういった中で授業展開をしていくと。

先ほども申し上げましたように、いわゆる生徒の興味、関心、あるいは進路希望等に応じた能力の伸長を一層実現させるために、この授業時数を

拡大させたということになるかと思えます。

それから、この中で補助的な学習あるいは学習指導要領に示す内容の理解をより深めるなど、また発展的な学習、それからいわゆる課題別の学習などを実現可能とさせたところでございます。

あともう1点、幼小中一貫教育についての御質問でございますが、先ほど議員も御指摘ありましたように、埼玉県の川口市におきまして平成14年度から幼小中の一貫教育の試みが実施されます。この1園2校は、国土交通省のスーパー堤防建設を機に同じ敷地内に新築移転されたという利点を活用しまして、子供同士だけの交流ではなく、授業についても連携しようとする試みであるようでございます。

学校教育をより効果的に推進するためには、幼児教育から中等教育までの教育の一貫性が求められておりまして、子供だけではなく教員同士の交流、連携も大変重要となってまいります。本市におきましても、早くから幼小連携あるいは小中連携の実践に取り組みますとともに、平成12年度からスタートしました全中学校での中学校区単位で実施されております地域教育協議会の組織の中におきまして、保育所から中学校までの連携の取り組みを行うための保幼小中連携部会を組織し、子供同士の交流や教師の交流、あるいは授業やクラブの体験活動等を実施してるところでございます。まだまだ十分な取り組みができてるといふふうには至っておりませんが、今後ともその重要性を認識いたしまして、取り組みを進めてまいり所存でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 奥和田議員御質問のIT給食の導入並びに中学校給食の導入について御答弁申し上げます。

まず、本市中学校の現況でございますが、給食を実施しておりませんので、大半が家庭からの弁当による昼食でありまして、一部にはパン、牛乳等の昼食も見られます。御承知のとおり一般的に学校給食とは、学校給食法第2条に掲げる4項目の目標を達成するために義務教育諸学校においてその児童または生徒に対して実施される給食と定

義されており、議員御指摘のように同法4条に、設置者は当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるよう努めなければならないと定められております。

さて、府下の公立中学校における学校給食の実施状況でございますが、平成13年5月1日現在で完全給食は465校中48校、約10.3%、次に補食給食、つまりこれは中学校夜間学級生に供される給食でございますが、これが465校中11校、2.4%、牛乳のみの給食が465校中40校、8.6%。合計しますと、完全給食も含めて465校中98校ということで21.1%になっております。中でも完全給食の実施状況は府下約1割程度でございまして、比較的低位な状況にございます。なお、近隣では熊取町、田尻町、岬町、和泉市におきまして中学校の完全給食が実施をされております。

さて、本市学校給食センターは、共同調理場による民間委託方式により完全給食を実施いたしております。また、学校給食の実施に当たりましては、文部科学省の学校給食衛生管理の基準により、調理後から給食をとるまでの所要時間が2時間以内と定められております。したがって、本市学校給食センターにおいて中学校の完全給食を新たに導入するには施設の拡張、厨房機器、関連備品、配送車等の購入、学校配膳室の新設等が必要であり、当然そのための新たな財政措置も必要であります。

次に、完全給食以外の対応策として、例えば泉佐野市や貝塚市では給食業者によって調理された弁当が昼食として供されております。この方式は、業者から1週間のメニューが事前に示され、生徒がメニューを選択し、配食されるものであります。

なお、この方式の活用状況でございますが、当該市町村の生徒数の約4%から5%と聞き及んでおりますし、導入直後よりも若干減少傾向にあるというふう聞いております。こういった方式の場合、子供たちがインターネット等を活用してメニューを選択したり、あるいは発注したりということは技術上可能でございますが、そのためにはそのニーズ把握、また学校現場や給食業者との調整等が必要であり、検討課題として受けとめさし

ていただきたいというふうに思います。

総じて、議員から従前から御指摘いただいておりますことでもございますが、今後学校給食や他の方法等の検討を行うには、その基礎資料として生徒、保護者、学校現場の意向やニーズの的確な把握が必要であり、そのための調査を実施した上で財政事情等も含め関連諸課題を検討し、方向づけを行いたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 私の方から2点お答えさせていただきます。

まず、放置自動車の対処でございますが、議員御指摘のとおり、泉南市内にかなりの自動車を放置しているという事象がございます。トータル的な把握は行ってないわけでございますが、平成12年度には17台の放置自動車について警察に照会をいたしました。そのうち、市の方で12台を処理いたしました。平成13年度には32台の放置自動車について警察に照会をいたしました。そのうち市の方で24台処理をいたしました。差については、本来放置自動車は放置したものが責任を持って処分するというのが基本でございますので、警察からの通知と申しますか、警告で処分をみずからしたということでございます。

放置自動車の根本的な解決方法としては、条例を制定してはどうかということでございますが、自動車の放置は、これは迷惑以上に不法行為でございますので、警察が徹底的に取り締まりを行っていただくというのが、これは一番効果があるのではないかなというふうに思っております。

また、この間も報道がありましたように、1台について2万円の購入時にデポジット式に処分費を購入者から支払っていただくと、そういう制度もあります。これが果たして効果があるかどうかという部分についても、やってみなければわからないところがあるんですが、疑問に思っているところがございます。

我々としても、放置すれば市が勝手に処分してくれるわというようなことについてたかをくくったことをやられると費用が大変でございますので、徹底的に所有者を調べまして、移転の費用とか処

分費用、これについては請求をするという考えで今後とも検討していきたいというふうに思っております。

それから、高齢者の入居支援制度についての御質問でございますが、内容については奥和田議員御披露のとおりでございます。この制度の趣旨を踏まえまして、泉南市の方も公営住宅の施策といたしましては、市営住宅の前畑A棟、B棟として32戸の高齢者住宅を建設いたしておりますので、これらの活用も図ることはもちろんのこと、また大阪府が予定をしております保健福祉医療ゾーンへのシルバーハウジングの泉南市民の高齢者の方の入居のいわゆる優先と申しますか、そのあたりも検討してまいりたいと思っております。

それからまた、高齢者の方が安心して市営住宅に入居していただけるようなバリアフリーを取り入れた住宅の改修や、低層への部屋がえの取り組み、これらを行ってまいりたいというふうに思っております。

副議長（東 重弘君） 大田健康福祉部長。

〔奥和田好吉君「時間がないので簡単でよろしいよ」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） それでは、私の方から福祉問題について御答弁申し上げます。

まず、母子手帳についてでございますが、それなら簡単にさしていただきたいと思っております。

母子手帳につきましては、今回の改正で父親の育児参加を促進するため、父親、母親両方の育児休業の取得を記録する欄を設けるとともに、働く女性、男性のための出産育児に関する制度の欄等に妊娠中の夫の協力や父親の育児参加に関する記述を追加するなど、新たな母子健康手帳の内容に反映させるということになったものでございまして、議員御指摘の親子手帳ということですが、これらも含めまして今後検討してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

それから、出産一時金の受領委任制度でございますが、これにつきましてはさきの12月議会におきまして14年度中のできるだけ早い時期にということで御答弁申し上げたわけですが、

それ以後、実施できるように医療機関との調整を含めて導入を検討していると申し上げたところでございますが、実施に向けて既に医療機関との調整も終わりまして、14年4月1日から実施したいと、このように考えておるところでございます。よろしく願い申し上げます。

それから、徘徊老人の安全の確保でございますが、その対策といたしまして本年度より徘徊高齢者家族支援サービス事業の導入を図ったところでございます。本事業といたしましては、痴呆性高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるシステムを活用して、その居場所を家族に伝え、事故の防止を図るなど、家族が安心して介護できるよう支援するものでございます。利用に当たりましては、自己負担といたしまして月3,500円の基本料金と、検索料金として1時間当たり、時間帯によりますが、200円または400円の利用料となっております。今後とも、本制度を利用していただけるよう積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、議員御指摘の利用料につきましては、本年度より制度化したということもございまして、今後の利用状況並びに他市の実施状況等も踏まえながら検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

最後に聴覚障害者の関係でございますが、本市では従前より聴覚・言語機能障害者の日常生活上のさまざまな場面に本市登録手話通訳奉仕員を派遣してコミュニケーション確保に努めてまいったところでございます。また、平成12年4月からは障害者担当窓口到手話通訳指導員1名を配置し、手話通訳による庁内窓口業務のサポートはもちろん、聴覚・音声・言語機能障害者の日常生活上の情報提供や相談、手話通訳奉仕員等の養成講座企画運営等、幅広く施策展開を行っておるところでございます。

当該障害をお持ちの方の中には、失聴年齢等の違いによりまして手話を習得されていない中途失聴者や高齢の難聴者の方々がおられます。そのような方々に対しまして、窓口では従前より筆談、口話などでコミュニケーション確保に努めているところでございますが、病院や学校等、各種機関

やさまざまな行事におきまして専門的な筆記者によりその内容を伝達する要約筆記という方法もございまして、当該サービスの利用を希望される方につきましては、大阪府が中途失聴者難聴者協会に委託して事業展開をしております要約筆記派遣サービスを活用する方法もございまして、市独自の要約筆記派遣事業や養成講座につきましては、今後市内での当該ニーズの把握や府下市町村での実施状況も見ながら検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 答弁漏れはありませんか。奥和田君。

8番（奥和田好吉君） まず、教育問題の中学校給食の導入についてであります。できない理由を述べられました。最後の方で、いわゆる保護者とかそういう関係者にこれから話していきたいという話がありましたけれども、六、七年前に保護者に対してアンケートをとってはどうかという話をしました。これは当時の教育長がそのアンケート調査については、保護者に対してのことで実施していきたいということを明確に言っております。その後、そのアンケート調査をしてそのままほったのか、あるいはそのまま何もせずにほったのか、お伺いしたい。

副議長（東 重弘君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 確かに、今御指摘のとおり平成7年の第4回定例会の場におきまして、奥和田議員の方から方向づけの1つの資料として保護者、生徒並びに学校現場のアンケートをとったらどうかと、こういう御指摘に対しまして、当時答弁といたしましては、調査をいたしますと、このように議事録等にもございます。

結果でございますが、まことに申しわけございませんが、細かく調べさせていただきましたけれども、まとまった調査というのはいたしておりません。このためではございませんが、当時生徒指導に関する実態把握の調査がございまして、その中の1項目にいわゆる完全学校給食についてどう考えるのかということの簡単な設問を入れたものはございますけれども、先ほど申し上げましたように、

いわゆる中学校における完全給食を検討できる、あるいは検討に資する調査というものは、申しわけございませんが、やっておりません。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） あのね、今の答弁であれば何もしてないと、我々の話をその場限りで答弁してると、そんな感じですね。国が定めた法律で、学校給食法というのが昭和29年になされてるわけなんです。この第4条、第5条の中で、ここに載っておりますけども、義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとなってるんですね。

だから、今までこれをやってくださいということでアンケートをとりますと言ったにもかかわらず、努めなければならないのに何にも努めてないわけなんですわ。教育委員会というのはそういうところでしょうか。できる、できんは別にして、こういうふうにやりますと言ったらそれを即実行するのがあなた方ではないんでしょうか。非常に大事な問題ですよ。

長引く不況で、お父さんがリストラに遭い、そしてアルバイトに行っわずかな金で生活している。それでは足りないで、お母さんも行ってる。中学校の子供さんに、1年間始末に始末をして子供だけには何とかという弁当をつくって1年間やり抜いてきた。しかし、それもできなくなった。お母さんが勤めたために、朝子供が学校に行くときにお昼の弁当代として100円もらって、その100円でパンを買って、学校の片隅で一遍に食べたらおなかが膨れない、少しずつ食べて、みんなの前で恥ずかしい。そういう恥ずかしい思いをしながら食べ盛りの子供が1個のパンを食って我慢をしている。弁当をつくってくれる家庭はいいんです。しかし、そういう子供たちがどんどん、どんどんふえてるんです。教育長、こういう場面を考えたことがありますか。努力しないというのは、何もしてないということです。たとえできなくても、その方向に向けて子供のために何とかしてやりたいという努力をしていただきたいと思うんです。答弁願います。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、奥和田議員さんの方からの御質問でございます中学校の給食についてでございますが、先ほど吉野部長の方からもお答えさしていただいておりますように、平成7年の折に教育委員会といたしまして調査をするというように答弁を申し上げておまして、本当に申しわけない、このように思っております。

今も御指摘いただきましたように、完全給食とほかの方策というんですか、こういったことで検討いたしますためには、平成7年度に続いての二度のお答えになるかもわかりませんが、その基礎資料といたしまして、生徒あるいは保護者、各学校の現場の意向とかニーズの的確な把握が必要であるというふうに考えてございますので、そのための調査を実施した上で、財政的な事情等も含め、関連の諸課題を検討して方向づけを行いたい、このように考えてございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 時間もございませんのでこの程度にとどめますが、泉南市の将来を背負って立つその子供たちのために何とかしてあげてください。お願いしておきます。

それから、ごみの不法投棄でありますけども、職員を配置するのは24時間は無理であるという話がありましたけども、発想を変えていただきたいと思うんです、発想を。職員を24時間そんなもん無理な話や、そんなことは。ある職員の方も言っておりました。私が泉南市の職員として在籍中は、そんなもんは無理ですという話をしておりましたけども、無理やいうたら無理なんです。できないというたらできないんです。しかし、発想の転換をすればできるんです。

例えばタクシーの会社と提携して、そういう場面をパッと見つけたらすぐに連絡するとか、あるいは市民の方たちに、こういうときはこういうふうにしてほしい、ファクスでもいいから知らしてください、そういうふうな語りかけが大事なんです。何もしないでほっておいたら何もできないんです。しかし、発想の転換をしてそういうふうにしていけばできるんです。

これは栃木県の小山市というところです。ことしの1月から、今言うてるタクシー会社とかあるいは郵便局、それから市民の方たちにもそういうのをずうっとやっていったら、今ものすごい順調よう進んでるらしいんです。そういう放置ごみについては、不法投棄については、だんだん、だんだん少なくなってきたそうなんです。

世界的に有名な女性歌手で宇多田ヒカルという女性歌手がいらっしゃいます。何ぼもうけてるや知らんけど、この方のお母さんで藤圭子というのがいらっしゃいました。よく知ってるんです、向こうは知らんやろけど。この藤圭子の歌の中に、夢は夜開く 何の関係もない話やけど、夢は夜開くが知らんけども、ごみの不法投棄は夜に行われるのが多いんです。泣いたり笑ったり、ごめんな。頭の回転を切りかえるんです。発想を切りかえるんです、ぱっと。できないと思えばいつまでたってもできないので、即この問題については実行していただきたい。でない市民に大きく迷惑がかかってるんです。よろしくをお願いします。

それから、放置自動車の問題、それから高齢者の老人の問題、今答弁をいただきましたけども、的外れの答弁でした。なぜか。聞き取りにだれも来ない、これ。放置自動車の問題についてやりますよと通告してるんです。あるいは高齢者の入居の問題について支援でやりますよと、両方とも通告してるにもかかわらず、何の問い合わせも何もない。議会を無視してるのか、あるいはどうなんですか、これ。あなた方ね、何を質問するかわからずに、そのままようのんきにここ本会議に臨めるなと思う。傲慢なのか、あるいは職務怠慢なのか。職務怠慢としては甚だしい、こんなことは。

私たちは、市民の声をそのままぶつけてるんです。真剣勝負です。遊び事でやってるわけでも何でもないんです。それをどんな質問をするかわからずにそのまま答弁するというのは、的外れで当たり前の話です。

議長（角谷英男君） あと2分です。

8番（奥和田好吉君） 2分だそうです。これ、時間があつたらもっとやりたいけども、私の言うてること間違ってますか。間違つたら答えてください。

議長（角谷英男君） 時間がありません。答弁をお願いします。山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 的確にお答えをいたしたつもりでございます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） あのね、人をおちよくったような答弁は困るんです。あんたに別に他意は何もございません。他意というか、別に文句言うつもりはございません。しかし、部下にどういう報告受けたんです、これ。何の問い合わせもなしや、これ。どんな質問するやわからへんかったんやろ。今来てスツと答弁したって、こんなええかげんな答弁あきませんよ、これは。市民をなめとるんです。こんなもんね、我々市民にそういうものを受けて話をしているにもかかわらず、そういうことを無視したようなその答弁については許せません、こんなことは。どうするつもりですか、これ。市長、どうなんですか、これ。

議長（角谷英男君） 向井市長。時間が来ております。

市長（向井通彦君） 私どもの方では、一般質問は通告制になっておりますから、その内容によつて的確に御答弁を申し上げるためにも、議員さんのその意図、趣旨を聞ける範囲で聞いて、そしてそれをもって答弁をきちっとできる、できない、そのすれ違いの部分はあるにしても、少なくとも外的を外れないような答弁をするようにいたしているつもりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

次に、18番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

18番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団の成田政彦です。

3月4日、徳島県発注の公共事業を舞台にした口きき疑惑で東京地検特捜部は、徳島県知事円藤容疑者を収賄の疑いで逮捕しました。現職知事が公共事業に絡んだ逮捕は、自民党政治の腐敗の深刻さを示すものとして国民に強い衝撃を与えるものであります。

さらに、我が党の佐々木衆議院議員が予算委員

会で明らかにした自民党鈴木宗男議員と外務省が一体となって北方4島支援事業を利権の対象とし、日本の外交の私物化について国民から強い批判を受けています。小泉首相や与党がこの問題に対する真相解明に背を向け幕引きを図るなら、鈴木議員と同罪になるでしょう。日本共産党は、11日に行われる鈴木議員の証人喚問に対して疑惑の全容解明の先頭に立って頑張る決意であります。

さて、日本経済は大変深刻な状況となっています。政府発表の昨年7月-9月期の国内総生産は前年度比マイナス2%、4月-6月期に続いて2期連続マイナスです。完全失業率は昨年4月の4.8%から同12月には5.6%になり、近畿は6.1%、昨年3月以降連続10カ月6%で全国最悪となっています。倒産件数は1万9,441件、負債額16兆2,122億円となっています。

小泉内閣による大銀行、大手ゼネコンの構造改革はNTTの11万人、日立の1万4,700人など、身勝手なりストラを応援する一方、国民に対しては大幅な医療費の値上げを押しつけ、このまま小泉改革を進めるならば、地方信用金庫など中小企業になくてはならない地域金融の破壊、失業の増大、社会保障制度の改悪など、国民の生活は苦しくなるばかりです。

この中で、先月各新聞社が実施した小泉内閣に対する全国世論調査では40%台に低下していることが明らかになり、昨年5月と比較、約半分に急落し、その理由に鈴木宗男議員の疑惑及び景気対策の効果が上がらないことを挙げています。

今日、日本国民は小泉内閣に厳しい目を向け、日本政治の変革を強く期待しているのではないのでしょうか。今、小泉内閣が進める構造改革の中で不況と失業が進む中で、地方政治が行うことは自民党の悪政から市民生活を守ることではないのでしょうか。私は、市民生活を守り、展望の見える明るい政治を切り開く立場から、大綱7点にわたって質問します。

大綱第1点は、空港問題についてであります。

関空会社が抱える有利負債は昨年9月中間決算で総額1兆513億円、利払いは400億円、年間収入の3分の1に達し、民間企業としては倒産もしくはそれに近い経営状況であります。にもか

かわらず、赤字経営のまま2期工事に1兆円をつぎ込もうとしています。しかし、さすがにこれに対して自民党、国土交通省ですら2期目工事に疑問が上がり、延期または中止の声が上がり、関空会社に対しては特殊法人改革の対象の1つになっています。関空会社の経営状況は、現状ではさらに一層深刻化しています。同時多発テロ事件、JASの撤退、4月から成田新東京国際空港の暫定滑走路の使用開始、韓国の仁川、香港、上海の空港の開港など厳しい経営環境であります。現状では2期工事は中止すべきではないかと思いますが、お伺いいたします。

さらに、1月に発表された沈下問題についても、これまで開港後50年で80センチの沈下が今後10年で80センチと訂正し、地元、自治体にどのように説明されているのか、お伺いしたいと思います。また、南側ルートについても今後の考えをお伺いしたいと思います。

大綱第2点目は、同和事業についてであります。

3月3日は全国水平社が創立されて80周年、また3月31日で33年間に及んだ特別法による同和対策は終了いたします。全国水平社は1922年の創立大会で、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と宣言し、この宣言は日本で初めての人権宣言であり、この歴史的意義は、被抑圧者たちの地底からの叫びが日本社会において人間の尊厳と平等を訴えたことでした。

その後80年間、部落解放運動は1965年の同対審答申を踏まえ、33年間で全国で16兆円、泉南市では196億円が投下され、住民自身の努力とも結びつき、生活上の格差は基本的に解決しました。また、部落問題に対する偏見も大きく薄れ、基本的には国民の常識の範囲で解決可能となっています。

しかし、このような流れの中で部落解放同盟は、部落民以外は差別者、差別がある限り同和問題に取り組みと、人権の優先問題として同和問題を挙げ、今なお同和対策を永続させようとしています。同和対策はすべて3月31日で終結させるべきであるが、市ではどのように対応されているか、お伺いしたいと思います。

大綱第3点目は、人権啓発についてであります。

人間の内心まで行政が啓発と称して人権と名を変えた同和問題を市民に押しつけることは、日本国憲法で保障された思想、信条の自由を侵すことであります。まさに人権の名により人権を侵害するものであります。行政として人権啓発は廃止すべきであります。市の対応をお伺いしたいと思います。

大綱4点目は、同和教育イコール人権教育についてであります。

今日、教育における同和問題、不就学、高校進学に対する地域格差はなく、個人給付も2002年度より廃止されます。しかし、教育委員会は、部落差別がある限り人権教育イコール同和教育を続けようとしています。人権イコール同和教育を続ける限り、同和地区と一般地区の垣根を取り外すことはできません。このような部落差別解消に有害な人権イコール同和教育は、3月31日をもって廃止すべきではないかと思うが、お伺いしたいと思います。

大綱5点目は、行財政改革であります。

市は、巨大な赤字財政をむだな公共事業である農業公園や同和对策イコール人権啓発教育の削減・廃止に手をつけずに、市職員の人件費の削減や高齢者、母子、障害者（児）等社会的弱者の施策を打ち切り、保育所保育料などの値上げなど市民に負担を強いていますが、今後このような市民いじめの行財政改革を一層推し進めるのか、お伺いしたいと思います。

大綱6点目は、砂川樫井線の整備についてであります。

2001年度予算で一丘団地JR線側のカーブ側が一部整備されましたが、極めて中途半端な整備で、交通安全上も問題であり、全面的整備はいつごろされるか、お伺いしたいと思います。

大綱7点目は、市場長慶寺線の整備についてであります。

どの程度進んでいるか、お伺いしたいと思います。

以上、質問は7点にわたりますが、簡単に短く答弁をよろしく願います。簡単に、よくわかるように。

議長（角谷英男君） ただいまの成田議員の質問

に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 成田議員の御質問のうち、空港問題の関空の経営問題並びに2期事業につきまして御答弁を申し上げます。

昨年8月までは順調に経営が推移をし、黒字化も早まるとの考えも出ていたほどでしたが、9月11日の米国同時多発テロは、関西国際空港にも大きな影響をもたらしました。とりわけ、北米便を中心に航空需要の減退のため、日々減収が続きましたが、その後やや状況は好転の方向を示しております。

ところで、関西国際空港は御承知のように特殊会社でございます。特別法に基づいて昭和59年10月に設置された株式会社で、資本金の約66%を国が出資しています。昨年12月に決定された国の特殊法人整理合理化計画では、関空会社と成田の新東京国際空港公団の空港関係2法人は中部国際空港とあわせて上下分離方式を含め、2002年中に結論を得るとされました。

国土交通省が11月にまとめた関西、成田、中部の3国際拠点空港を対象とした上下分離案では、関空にも上物の民間会社が設置され、3空港に係る統合された下物法人から土地、基本施設の使用権を得て管理・運営することになります。さらに、早期に完全民営化されるとなっております。

ただ、上下分離案が実施された場合、本市にとって関空島からの税収が減少するなど大きな影響があっては、地元と共存共栄する関空建設の理念が覆されることとなります。既に昨年10月末、関空地元2市1町が合同で大阪府に対し、速やかなる情報提供と万一の場合の財政補てんの実施について申し入れを行ったところでございます。

なお、4月から成田では、180メートルの暫定滑走路の供用が開始されます。このため、関空では競争力を強化するため、1年間新たな増便、新規乗り入れの国際線着陸料を現在の半額41万円に、国内線では最大80%の割引などで需要を喚起することとなったところでございます。

一方、2期事業につきましては、関西国際空港を我が国を代表する国際ハブ空港に育て上げるという意味から、3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が不可欠であると考えております。当面、

第7次空港整備計画におきまして、最優先課題として位置づけられております4,000メートルの平行滑走路を整備する2期事業が円滑に推進されることが求められます。2期事業につきましては、昨年11月には護岸の概成記念式典も挙行され、目下土運船からの土砂直接投入が精力的に行われておりまして、工事は順調に進捗しているところでございます。

ところで、昨年秋には米国同時多発テロを原因とする需要の落ち込みを理由とした2期事業の供用開始延期の考えが突如表面化し、政府による特殊法人の整理合理化計画の策定期間も絡み、事態は非常に厳しいものとなりましたけれども、その後本市を含めた地元側の精力的な供用開始遵守の要望活動の結果、12月17日に与党3幹事長が2007年供用開始で合意をいたしました。翌18日には、財務大臣と国土交通大臣が2007年供用開始を前提にした事業費を14年度予算に盛り込むことで合意し、20日に内示された予算額では要求額より2割の削減はあったものの、2007年の供用開始が現実のものとなりました。

このようなことから、直接関西国際空港に係る本市といたしましては、地元と共存共栄する関空建設の理念の実現を求めつつ、2期事業の確実なる進捗と引き続く全体構想の早期実現に向けて、従前以上の活発な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

当初、伊丹を廃止前提ということでスタートしましたが、その後状況の変化で伊丹が残ったというも関空の経営問題に与える影響は非常に大きかったというふうに思いますし、この前の湾岸戦争での需要落ち込み、今回の多発テロによる落ち込みというものも非常にこの経営問題に暗い影を落としたわけでございます。湾岸戦争のときには一時的な落ち込みで、その回復は短期間で回復をいたしました。今回につきましても最近ではようやく落ち込みから上向きになってきておりますので、今後の需要回復に期待をしたいというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 空港問題の続きでございますけれども、地盤沈下問題と南ルートについ

て御答弁をさせていただきたいと思っております。

一昨年3月の新聞報道を契機に、関西国際空港の地盤沈下問題につきましては、私どもも十分な関心を持ち、関空会社へ事情説明や資料の公表を求めことや、2市1町合同での事情聴取、現地視察、また市議会におかれても空港問題対策特別委員会が止水壁工事の現地視察を実施するなど一定の対応を行ってまいりました。

昨年1月に関空会社が公表しました今後の沈下の見通しにおいて、1年間の沈下量が開港後毎年3から4センチ程度の割合で減少してきており、最終的な沈下は12から12.5メートル程度で、当初予測と大きくずれずに収束するとの考えが示されました。本年1月30日に関空会社から平成13年12月の沈下観測結果が公表されましたが、今回の観測結果では、この1年間の沈下量は前回よりも3センチ減少しており、昨年1月の見通しに沿った沈下状況にあることが確認されました、と述べられています。

なお、空港島の透水性が高く、予想以上に島の地下水位が高くなっていることや、旅客ターミナルビルディング周辺地区及び給油タンク地区で局所的な不同沈下が発生していることの対策といたしまして、目下、止水壁工事が進められております。これは、旅客ターミナルビルディング周辺地区及び給油タンク地区の周囲を止水壁で囲みまして、必要に応じてポンプにより地下水をくみ出し、地下水位を低下させるというものでございまして、工事は昨年1月からことし3月までの予定で行われているものでございます。

今後とも、この問題については関空会社に対し、引き続き迅速かつ正確に情報の提供を行うことを求めるとともに、より一層情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に南ルートでございますけれども、平成12年度におきまして国、大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、関空会社の6者が共同いたしまして、南ルートを含む関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査を実施し、現状の把握、ニーズの分析、整備のあり方等を抽出し、報告書にまとめたところでございますが、13年度も引き続き調査を継続実施することで関係機関の合意が調

いまして、昨年9月議会で関係予算も御承認いただき、目下精力的に調査を行っているところでございます。

一方、行政関係を見ますと、泉州9市4町で構成する関空協が平成10年度以降毎年度南ルートの早期実現を包含する要望書を国、大阪府並びに関空会社に提出いたしております。また、近畿市長会では12年度から総会において南ルートの早期整備が決議されております。

住民関係では、岸和田市以南の住民自治組織で結成されております阪南5市3町町会連絡協議会が11年度以降毎年南ルートの早期実現の要望書を関係機関に提出されております。

また、経済関係においては、13年度は泉南、阪南、岬の3商工会によって関西国際空港南ルート等早期実現連絡会が結成されております。

以上のように、各方面で南ルートの実現に向けての動きが活発化する中で、12年7月に大阪、和歌山両府県の自治体5市8町により関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立し、南ルートを根幹とした多様なアクセス網の整備を目指して、中央要望など活発な活動を展開しているところでございます。

関西国際空港の機能重視とリダンダンシーの強化のために、また空港周辺地域の発展にとって南ルートを根幹とした交通ネットワークの早期整備が必要でありまして、今後も市議会の御理解と御協力を得ながら最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。
人権推進部長（大浦敏紀君） 成田議員の大綱2点、同和事業問題終結についてを御答弁させていただきます。

国におきましては、昭和44年7月に同和地区住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻むさまざまな要因を解消するという目標を持って同和对策事業特別措置法が制定され、昭和57年には従来の施策の反省に立って地域改善対策特別措置法が制定され、昭和62年には過去18年の成果と反省のもとに、地域改善対策の一般対策への円滑な移行を目的に地域改善対策特定事業に係る国

の財政上の特別措置に関する法律を制定し、以後2度の改定を経て本年3月末をもってこの法律が期限を迎えることになりました。

この間、平成8年の地域改善対策協議会の意見具申におきましては、教育、就労、産業等の残された課題については、その解決のため工夫を一般対策に加えつつ対策するという基本姿勢に立つべきとし、国同対審答申は、部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進しなければならないとの指摘もされており、特別対策の終了すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないとの見解が示されております。

これらの経過から、地対財特法による特別措置としての同和对策事業は、厳しい差別の実態と早急な改善の必要性、それまでの一般対策の限界等から導かれた過渡的な措置であったと言えます。国の同対審答申でも述べられておりますように、同和行政は本来、総合行政として推進されるべきものであり、同和对策事業の本来の目的はあくまでも部落差別の撤廃であり、差別を受けた人々や差別的状態の救済・是正であり、社会状況全体の改革を目指すものであると考えております。

これらの点を踏まえまして、地対財特法の失効後におきましても一般対策の活用による同和問題解決の取り組みの基本姿勢といたしましては、人権確立の視点から現代社会の課題を解決することを目的とし、部落問題を初めとする人権諸課題の解決に向け今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人権啓発問題の廃止についてをお答えさせていただきます。

国におきましては、平成8年の地域改善対策協議会の意見具申におきまして、差別意識の解消に向けた教育及び啓発に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであると考えられると指摘されており、これを受けて人権擁護施策推進法を制定し、人権擁護推進審議会を発足いたしました。

人権擁護推進審議会による教育及び啓発に関する施策の基本事項についての答申では、主な人権課題として、同和問題はもとより、女性、子供、高齢者、外国人など多岐にわたる課題を指摘し、人権教育のための国連10年と連携して人権教育、人権啓発の一層効果的な取り組みを進めることを提言しております。

また、日本国憲法はもとより、我が国がこれまでに締結した国際人権諸条約、人権教育のための国連10年の精神を包括する形で、一昨年の12月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されました。この法律におきまして、人権教育、人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにいたしておるところでございます。

今後とも、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づきまして、本市におきましてもさまざまな機会を通じて、市民の発達段階に応じて人権尊重の理念に対する理解を深めたいと考えております。よろしく御認識、御了解のほどをお願いいたします。

以上です。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 成田議員さんの同和教育廃止についての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

人権教育の目指すものは、あらゆる教育活動を通じまして幼児、児童、生徒の発達段階に即して人権及び人権問題に関する理解、認識を深め、主体的な思考力、判断力を養い、みずからの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人間関係や人権感覚を持って行動する民主的な人間を育成することです。また、これまで同和教育の築いてきたものを生かしつつ、他の人権の課題解決に取り組むことにより、すべての子供たちにあらゆる差別を許さない人権意識を育てるため、基本的人権を尊重していくための人権教育を積極的に推進しているものであります。

国際的な人権に関する動向を展望しますと、国際連合におきましての1948年 昭和23年ですが、世界人権宣言が採択され、世界の人々や

すべての国が達成すべき人権に関する共通基準が示されており、以来、同宣言の精神を具体化するため、国際人権規約を初めとする人権に係る一連の条約の採択や、国際障害者年等の国際年の設置など、真に人権が尊重される国際社会の実現に向けた環境づくりが進められております。

また、このような国際的な人権思潮の高まりを受け、国におきましては人権教育のための国連10年国内行動計画や人権擁護施策推進法が平成8年に施行、また人権教育及び人権啓発の推進に関する法律も平成12年に施行されております。

また、大阪府教育委員会におきましては、人権を総合的に推進するための基本的な考えや、具体的施策の推進方向を明らかにする人権教育基本方針並びに人権教育推進プランが平成11年に策定されております。本市におきましても、人権教育基本方針、人権教育推進プランを策定し、人権教育を積極的に推進しているところでございます。

人権教育基本方針は、人権についての新しい理解を図り、さまざまな人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進するものでありまして、人権教育推進プランは人権教育について人権及び人権問題を理解する教育、また教育を受ける権利の保障、人権が尊重される教育という3つの側面から基本方針を示し、学校教育、社会教育での具体的推進方向を示したものであります。

今後、人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 大前行財政改革推進室長。行財政改革推進室長（大前輝俊君） 成田議員御質問の5点目の行財政改革について、今後の対応ということで御答弁申し上げます。

本市では、関西国際空港建設を契機として、おかれていた都市基盤整備などを積極的に進めてまいりました。しかし、バブル経済の崩壊に始まった景気の低迷や不況の長期化等により、本市の財政は極めて厳しい状況となり、行財政運営の抜本的かつ徹底的な見直しが急務となりました。このため、平成13年2月に新行財政改革大綱及び8月に同実施計画を策定し、現在その推進に鋭意取

り組んでいるところでございます。

行財政改革実施計画の中で、平成13年度の実施内容及び平成14年度の実施予定内容につきましては、過日一覧表にてお示しさせていただいたところでございますが、急激な少子・高齢化社会の進行や、価値観等の多様化による市民ニーズ増大に的確に対応しながら健全な行財政運営を行っていくためにも、効果的、効率的な行政システムの構築を図ることが本市に課せられた重要な課題であると考えております。

今後とも、行財政改革の取り組みの周知に努め、全職員の意識徹底のもと全庁挙げて行財政改革を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 私の方から、砂川樫井線の整備についてお答えをさせていただきます。

JRの阪和線と泉砂川駅より一丘団地の東端までの事業認可区間1,498メートルございまして、一部の権利者を除いてその部分についての用地取得はおおむね完了しております。この事業認可区間のうち、一丘団地内の600メートルにつきましては既に暫定供用を行っております。残区間につきましても、本年度も含め毎年改良工事を行っているところであります。今後につきましては、砂川樫井線の事業認可区間と市場長慶寺砂川線とあわせ事業効果を上げるために、平成16年度末をめどに鋭意努力をしておるところでございます。

次に、市場長慶寺砂川線についてお答えをさせていただきます。

この道路については砂川樫井線のアクセス道路として砂川樫井線と同時に完成する必要があるため、本年度より府道の大阪和泉南線から尋春橋までの間の延長約300メートルの事業に着手をいたしましたところでございます。用地取得につきましては、一部の権利者を除いておおむね完了しております。また、尋春橋の改修につきましてはJRと施工方法について協議を行っておりまして、おおむね合意を得ておるところでございます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 最初に空港問題について

お伺いしたいと思います。

朝日新聞の2月13日のアンケートで、市長も読まれたと思うんですけど、「空港集中、視線厳しく」ということでアンケートをとっています。その中で、延期、中止というのが、延期が38%、やめるが31%で、大体69%、約7割近くが今の2期工事は急ぐ必要がない、中止したらいいという理由に挙げております。その理由として、要するに計画を見直す時間が必要とか、毎年の税金の支出が抑えられると、こういう空港そのものの建設についても大変厳しい目で近畿の国民の皆さんは見ております。これはアンケート調査ですから。

それから、神戸空港の問題であります。この問題についても8割の人が必要ないと。それから、さっき市長が言われたんですけど、関空の2期工事の経営状態が悪化する原因の1つとして、大阪空港があるということを言われました。本来、大阪空港というのは公害空港で、廃止すべき空港であつたんですけど、これはいろんな事情でそうなると。1つその点で、まず近畿地方の国民の皆さんの6割以上中止のこういう意見にどう考えられるか。

それから、市長は伊丹空港の廃止を国に求める、そういう勇気はあるのか。それから、神戸空港について、これも関空の経営を非常に厳しくするものんですけど、これについて、神戸空港については市長はどんな見解を持たれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、アンケートの結果披瀝があつたわけでございますけども、現実の問題として、2期事業は既に着手されて、既に護岸が概成して、今既に土砂投入がされているという段階でございます。これを今仮に中止をしたとするならば、あるいは例えば中止しなくても供用開始を延期するということになれば、まだ余計にその事業費そのものが膨らんでくるわけですね。

今、事業費圧縮してかなり節減なり、一部先送りをして経費の節減に努めて2期を完成するというようになっておりますので、私は今まだ着工しておらないという時点ならばさまざまな考え方も

あろうかというふうに思いますが、既にあれだけ進捗している中で、これは既に着手しておりますように、2007年の完成を早期に求めていくという方がかえって経費的なものも含めて安くなるという考えを持っておりますので、計画どおり進めたいというのが私の考えでございます。

それから、伊丹空港は当然最初は廃止ということであったわけですが、廃止するよといえ、いや残してくれと、こういう11市協、伊丹市初めそういうところからの話もあったわけございまして、これは我々は我々で関空協というのも組織しておりますけれども、それをまた声高にそれに対して反対ということになれば、同じ大阪の北と南でいろんな問題も生じるということで、そういう目立った動きはしておりませんでした。

ただ、最初はそういう廃止が前提で関空の事業スキームなり経営のシミュレーションをやっておったというのがありますから、それが今現在において非常に悪化しているというその部分だけが突出されておりますけれども、それは根底には伊丹が廃止されておればもっと経営状態もよくなっていたということを今になっては忘れてはいませんかというのは、当然申し上げているところでございまして、そのあたりはもう一度歴史的に見て推移を見直していく必要があるのではないかとこのように思います。

それから、神戸空港については、非常に滑走路も短いいわゆるローカル空港という位置づけになっておりますけれども、航空管制を含めましてやはり関空、それから伊丹と非常に近接もいたしておりますし、果たして新たなそんな空港が要るのかという議論は当然あるというふうに思います。太田知事もこの前からかなり明確におっしゃっておりますけれども、神戸空港そのものについては我々としてはそんなに緊急度の高いものではないのではないかとこのように考えをいたしております。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 市長の答弁は、作り始めたもんで、つくる前だったら意見言えるけども、今工事しとるんでそんなことは言えないと。それから、特に神戸空港についてはちょっと微妙な言い方をしたけど、緊急的には必要ないと、こうい

うことですね。今必要なものではないと、将来は別として。はっきり中止した方がよいという考えではないような感じですね。それはちょっとそういう感じがします。

それで、先ほど市長が言われましたように、もし工事の前だったら考えられるということなんですけど、私は伊丹空港の問題もあるんですけど、関空の経営状態の需要と供給の問題、これが非常に今経営上の問題で大きな問題になると。1つは2007年までに空港を開港しようというのは、実態として2008年に大阪オリンピックがあるということで、2007年までに何としても開港したいという、こういう思惑が私にはあったのではないかと思います。それはもうこけたと。

それから、航空会社の関空需要というのは、いわゆる会計検査院が述べておるように5回にわたって修正された。直近の修正を見ますと、市長も御存じのように、この間の修正を見ますと2010年に赤字解消、2025年に累積赤字解消と、こういうのが出されています。しかし、95年の最初の場合は2005年に赤字解消、2014年に累積解消ということで、20年以上トーンが延びてきとると。

実際、この赤字解消がこういうふうに空港会社が今日発表できたのは、これは皮肉な結果なんですけど、2期工事の1兆5,000億円の工事を4,000億円縮めた。この結果、いわゆる関空会社がこういう累積赤字を解消できるという発表をした。私はこれは非常に皮肉な結果で、いわゆる経営努力でも何でもないと。関空会社の赤字解消の時期を早くさせたのは、結局2期工事の予算を減らして、その結果こういうことがもたらされたということが、いみじくも関空会社そのものもそう言ってるんですけど、私はそういう点でやはり関空会社の経営そのものもそうだけど、2期工事そのものをストップすることが関空会社の赤字を解消することになるんじゃないかと。

それから、関空会社は需要と供給の中で大体年率換算9.2%と見込んでいたものが、今では3%にすぎないことを指摘され、政府の2002年度の経済成長率は、市長知つとるように0%ですわ。そうすると、2007年に16万回というこうい

う需要が果たしてあるのかどうか。それから、関空の発着試算を隠すということで、旧運輸省が計算したと言われる今の施設を使っても4割可能だということも朝日新聞などで報道されました。

そうすると、十分今の滑走路で07年まではいけるんじゃないかと。そして、2期工事を延ばすことによって赤字、いわゆる不要不急の2期工事は中止した方が私はいいんじゃないかと思うんですけど、その点と、もう1つさっき不等沈下の問題を聞くのを忘れとるんですけど、不等沈下についてはおとしの12月に一斉に報道されたけど、実際はその1年前から非常な不等沈下があり、関空会社は今後の予測として大体11.5から12メートルというのを予測として12.5ですかね、を予測として上げとるんですけど、実測を見ると、平成13年の12月現在で既に関空会社が決めた不等沈下を8カ所、平成12年12月は7カ所、平成11年12月は3カ所ということで、やはり不等沈下というのは今も先ほど3センチと言われたんですけど、関空会社がほぼ3センチとか言うんですけどね、実際はこの関空会社が発表するやつでも1年前より1カ所ふえとると。12.5メートルということで、新聞、この間の50年後に80センチのが10年後に80センチと、非常にたった1年で微妙なね。だってよく読んでみると、極めて不等沈下が激しいということが明らかになっています。この点について情報公開を一層進める必要があるんですけど、その点をお伺いしたいと思います。

それから、同和事業についてお伺いしたいと思います。

同和事業につきましては、ことしの3月31日におきまして廃止となります。部落差別がある限り一般移行し同和事業というのは実際になくなります、同和事業と同和のつく事業はないんですから。しかし、部落差別がある限り事業を続けるということは、永久に同和地区というのがあり、そして部落差別があるんだから同和事業を続けるという、こういう悪循環を繰り返すということで、私は部落差別がある限りそういう続けるというのは、部落差別をなくす、そういう解消の点から見て極めてこの考えは私はおかしいと思います。

それで1つお伺いしたいと思うんですけど、同和事業廃止について市の方から提案されました、議案で幾つか。1つ、解放会館の名称をなぜ変更しないかと。部落解放同盟が今なおなぜ解放会館にいるのか。それから、改良住宅の名称変更、なぜ改良住宅というのは条例からまだ撤廃されていないかと。改良住宅というのは同和住宅ということで、こういう形になります。

しかし、店舗とか市営駐車場はそういうことがなくなったとしても、改良住宅という名がついる限り、これは同和住宅として残り、一般公募、こういう形は永久にできないと、これでは。3月31日で同和事業、同和対策はなくなる。であるならば、解放会館、それから改良住宅、こういう名前を撤廃し、地域会館とか、また市営住宅としてこれはすべきであると私は思います。

それから、市同促、大阪府は人権推進何か協議会というふうに、一律的に人権をつけて変えようという名前なんですけど、もちろんこれも私は撤廃すべきだと思うんですけど、その点はどうか。

それから、人権啓発と人権教育の問題ですけど、1つこれはどなたさんが答えるか知りませんが、基本的人権とは一体何なのか。人権、人権と言うんですけど、その人権についてひとつお伺いしたい。

それから、例えば差別意識という問題があるんですけど、この差別の問題について、具体的に部落差別とは一体どういうことなのか。何を差別するのか。部落意識として持ってしゃべってないですけどね。部落差別とは一体何なのか。この点についてもお伺いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 空港問題についてお答え申し上げます。

成田議員言われましたけども、今やっております2期事業というのは、第7次空港整備計画に基づいてやっているわけでございまして、その間にたまたまオリンピックの2008年というのが出てきて大阪が立候補と、こういうことになったわけでございますけども、それが来るとなれば、ちょうどタイミング的に2007年に供用開始して、

2008年にオリンピックを迎えるということであれば非常にいいんじゃないかという議論があったのはあったというふうに思いますが、直接はそれによって2期事業をやっているというわけではございませんで、やはりこれからの航空需要予測に基づいた形での2期事業ということで位置づけられておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

つい先日までは、需要の方も関空始まって以来伸び続けておったわけです。これはUSJ効果もありますし、その他の効果もあって、記録更新をしておったんですが、たまたま昨年の同時多発テロによって落ち込んだということでございまして、その影響が一番最低ラインはもう乗り越えましたけども、今また回復期に向かっているということでございますから、これはもう少しそのスパンを見て、需要の回復状況を見ないといけないというふうに思っておりますけれども、やはり長期将来的には2期事業に対応する需要というものは発生するという考えのもとに2期事業を今現在進捗をさせているわけでございますから、計画どおり完成させると。その中で一部さっきもありましたように経費節減の中で先送りできるようなもの等については、経費節減に努めるという今の見直し案ですね、これが妥当だというふうに考えております。

それから、沈下の問題でございまして、あれだけ大きな構造物でございまして、当然不等沈下というのはあり得ます。一般的にあり得るわけでございます。したがって、その沈下の速度も若干場所によって違うというのも当然でございます。それと、沖積粘土層については早期に沈下をいたしますけれども、その下の洪積粘土層は緩やかな沈下ということでございまして、最初30年から50年ぐらいかけて沈むのではないかという予測をしておったわけでございますけれども、それが意外と早く沈んでおるということでございまして、沈下の絶対量そのものは、資料にもありましたように当初予測と大幅に変わるべきものではないということでございまして、これは、沈下曲線を見ていただいたらおわかりになれるというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、これからの情報公開等は、これは私が公式の場で申し上げてからこういうことが初めて出てきたわけでございますけれども、現在は情報公開のそういう委員会みたいなものもできておりますので、これからは関空会社も積極的にいろんな持てる情報を公開するという手はずになっておりますので、今後ともこれらの沈下を含めたさまざまな情報については、速やかなる開示を引き続いて求めていきたいと、このように思っております。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 成田議員の質問にお答えしたいと思います。多岐にわたっておりますので、これにつきまして飛ぶ場合がございますので、その節は再度御質問していただきたいと思っております。

まず第1に同和事業、いわゆる同和地域が当然なくなるんじゃないかならうかと。3月をもってなくなるんじゃないかならうかという御質問に対し、本市といたしましての見解を述べさせていただきます。当然、先ほど申し上げましたように、いわゆる同和地域としては同和对策事業特別措置法を初めとする現行の地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の特別法において規定されている事業の対象地域は、この3月31日をもって法がなくなりますから当然消滅いたします。したがって、法に基づく事業の対象地域としているいわゆる同和地区は、法が失効すれば今も言ったように消滅いたします。

ただし、部落差別を受けている地域については、市の行政、同和事業、同和对策行政については、部落差別が現存する限り基本的に第4次基本計画でも述べておりますように、これは推進していかねばならないと、こういう感覚で、事業についての地区指定はなくなります。当然です。行政としての部落差別を受けている地域についての指定とかそういうものじゃなしに、行政としての責務等については当然今後も続けていくと。これは当然の話です。これは国・府においても、いろいろな法律においてこれは守っていかねばならんと。これは人権の問題でございまして、当然それは進めていくという基本観点に立って、今後も同和行

政は進めていきます。同和事業はやりません。同和行政は今後も続けていくということでございます。御認識のほどお願いいたします。

次に、解放会館の件でございますが、解放会館につきましては、当然我々といたしましても地元関係等につきまして協議をいたしまして、今後見直しをしていくという基本的な観点に立って今作業を進めております。しかし、いろいろな諸問題等がございましたので、名称から始まりまして抜本的改正を行いたいという意図がございまして、今年度の議会について見送らせていただきました。ただし、早い時期の議会にこの問題については条例として議案提出をいたしたいと、このように考えております。

次に、市同促の問題でございますが、これにつきましても当然大阪府の府同和事業促進協議会につきましては改組いたしまして、この4月から大阪府人権協会として新たな組織として構築し、人権問題全般について進めていくということでございますので、当市の市同促につきましても総務委員会等で御説明いたしましたように、泉南市同和事業促進協議会及び泉南市鳴滝地区協議会につきましては、今年の3月31日をもって改組すべく協議を行っておるところでございます。これにつきましては、補助金等についても当然関係諸団体並びに関係者の御協力を得まして見直し等を行いまして、予算の方に反映すべく提示をさせていただいておりますので、よろしく御認識を賜りたいと、このように考えております。

次に、改良住宅、同和向け住宅につきましては、当然住宅として改良住宅というのは、これは法律に基づきまして残るということでございます。ただし、今期の法律によりまして、同和対策事業で行った事業についても円滑に一般対策に移行ということで、住宅法の改正、住宅法の法律に基づいた形で我々としては今後同和向け住宅についてのいろいろな改組をしてみたいと、こういうように考えております。

次に、部落差別は何ぞやというお話でございましたが、前回、前々回私が何度も答えている部分で御認識をしていただきたいというように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） あと1分です。成田君。

18番（成田政彦君） 人権推進部長に1つ抗議をします。部落差別を受けてる地区、私は我々一般という、こういうことも失礼なんですけど、部落差別を受けてる、現実的に受けてる。市の発表においても、もう落書きのほとんどちょっとであって、現実的に部落差別を受けとる地域というのは非常に失礼な話だ、これ。私は断じて認められない、このことについて。部落差別を受けとる地域やって、そういう言い方は失礼じゃないですか。もっと違う言い方があるんじゃないですか。ちょっとそれ答弁しなさいよ、最後に。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 私が言っておるのは、当然地域として一般の人からそこはどうかと。地域の中では当然部落差別というのはございません。それは、周辺の方から当然あの地域はこうだということですから、そういう意識の改革、当然です。これはやはり部落差別を受けられている人と受けている人、この違いを行政として認識し、人権問題として取り上げてまいりたいと、こういうことで基本的に思っております。

以上です。

議長（角谷英男君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

3時30分まで休憩いたします。

午後3時 1分 休憩

午後3時29分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

19番（和気 豊君） きょう最後のトリを務めさせていただきます日本共産党泉南市議員団の和気 豊でございます。質問をしてみたいです。

大綱第1は、市町村合併についてであります。

その1は、市町村合併の今日的意義についてお聞きをいたします。

向井市長は、府下でも数少ない積極的な推進論者として今内外からその動向が注目されています。過去の本議会での答弁で、国や府の押しつけを許

さない地方自治を踏まえた自主的な判断による合併との立場を強調されています。果たしてその姿勢を貫いていけるのでしょうか。

政府は2001年6月末、小泉改革のバイブルと言われる今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針を発表しました。この中で、市町村合併や広域行政をより強力に促進し、目途を立て、速やかな市町村の再編を促すとして、合併特例法の期限である2005年までに合併を国主導で強力に推進していくことを構造改革の柱として打ち出しています。自主的合併という文言が随所に挿入されていた地方分権推進委員会の答申や勧告が出された当時と情勢は大きく変わって、国策としての合併が強行されようとしています。

まさに今、総務省やその意向を受けた府の合併推進本部の立ち上げも、合併推進要綱の策定も一路そのレールの上をひた走るものではないでしょうか。府に合併のケーススタディーをお願いしていると言われていますが、この姿勢のどこに自主的な判断による合併の立場があるのでしょうか。行政の区域、すなわちそれぞれの自治体の規模や範囲は住民自身が決めるべきだと思います。住民の暮らしや福祉、教育が向上し、財政や地域経済をよくするにはどういう市町村がよいのか、一に住民自身の選択にかかっているのではないのでしょうか。それが地方自治を踏まえた合併に対する今日的なあり方、意義だと思いますが、市長の見解をお伺いをいたします。

その2は、これまでの進捗状況についてであります。

市の取り組みの基本になるのがもちろん住民参加ではないでしょうか。これまでの取り組みの過程でどのように住民参加を保障してこられたか、お伺いをいたします。私は、泉南市が将来元気なまちとして再生できるかどうかのキーワードは、市民参加の市民が主人公の市政をどうつくり出していかにあると思います。でき上がったものを公聴会やモニター、アンケートで聞くようなことではなく、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の全段階で市民と行政がともに責任ある主体として協力して、今後の泉南市を考えていくのか、

それがポイントだと思いますが、お伺いをいたします。

その3は、今後の取り組みについてであります。

国は、合併を促進するために財政上の支援措置をちらつかせています。12月議会で地方交付税の問題を私は取り上げ、10年間は合併前の水準が維持されるけれども、10年目からは段階的削減、15年で大幅に削減されること。特例地方債により財政事情がさらに悪化することを明らかにいたしました。市長は合併しなければ交付税がカットされると、財政問題では早々と結論を下されています。さらに、合併先進市では、ほとんどのところで合併特例債による大型開発が先行し、その一方で住民サービスが切り下げられています。国や大阪府に市の将来を託するのではなく、住民の知恵と創意にこそ市の将来を託そうではないでしょうか、お伺いをいたします。

大綱その2は、雇用問題についてであります。

小泉政権は、構造改革の名のもとに不良債権の早期最終処理で不況に苦しむ中小企業に追い打ちをかけ、また地域の経済を支えてきた信用金庫や信用組合に金融マニュアルを押しつけ、1年足らずの間に54件も倒産に追い込んでいます。この倒産で多くの中小企業は取引中止で廃業、倒産に追い込まれています。2001年度の大阪府の雇用状況は、全国でも最悪です。完全失業率は6.3%、1,000万以上の倒産件数は2,621件で、対90年度と比較いたしますと4.2倍にも達しています。特紡や作業用手袋を地場産業に持つ泉南市の雇用状況についてお示しを願います。

雇用問題その2は、雇用状況の実態把握についてです。

泉南市には2つの府立高校がありますが、いまだその就職内定率は4割そこそこだと言われております。泉南市での雇用対策と、そのための基礎になる実態把握をどのようにしてこられたのか、お示しを願います。

大綱第3は、地域の中小企業対策についてであります。

泉南市の中小企業の現状について、その実態把握を行政としてどのように進められているのか。2002年度の中小企業への新規施策についてあ

わせてお示しを願います。既に岸和田、貝塚市では実態調査による地場の中小企業の現状を踏まえ、12年度に産業再生プランを策定しています。

大綱第4は、公共事業のあり方についてであります。

具体的問題で聞いてまいります。市長は、2期8年の成果を都市整備や箱物づくりを挙げられていますが、それによって生じた膨大な借金とその結果積み残され、具体的なめどさえ示し得ない老朽・危険校舎の大規模改修についてはどうされるのか。3期目に向けての課題としても、この問題は取り上げられておりません。

今からでも遅くないと、市民参加による採算性を含む事業評価の見直しを求めてきた農業公園、今になって入場料や駐車場料金を無料にするなどと27億円の莫大な投資と毎年の維持運営費の見返りが保障されない方向に事が進んでいます。一般的な公園であれば、ほとんど放置同然の市民の里を再活用し、農業公園は凍結すればどうでしょうか。ことしを皮切りに、少なくとも3年間で3校の大規模改修が可能だと思います。そして、いまだ経験したことのない未曾有の不況で苦しむ地元建設業者の皆さんに確実に仕事を保障することができます。

和泉砂川駅前整備についても、砂川樫井線の駅前までの貫通のめどが付き、府道砂川停車場線の拡幅の見通しがつくまで買収を見送ることができないでしょうか。市民参加でこれらの事業の見直しを考えることが、今差し迫って必要ではないかと思いますが、答弁を求めます。

大綱第5は、介護保険料・利用料の軽減についてであります。

大阪府下の市町村で保険料の軽減をしている自治体は過半数を超え、多数派になりました。どの市町村でも多くの余剰金を財源として拠出しています。大阪府も2000年度決算で57億円の余剰金が生まれています。2001年度で40億から50億円の予算が余るであろうとしています。泉南市でも2000年度で約1億3,000万円が余剰金になっています。2001年度はどのような見込みになるのか、お示しを願います。

私は過去の質疑で、高齢者の皆さんがこの制度

による新たな負担増によってみずから受けられるサービスを抑制し、耐えておられる現状を示し、そのことを最大の要因として生まれた余剰金は、精いっぱい高齢者に保険料と、とりわけ負担の高い利用料の軽減に充てるべきだと求めてまいりました。市は2年目、3年目で余剰金は持ち出しが避けられない状況が生まれるとして、介護保険推進委員会に諮った上で軽減措置をとるとしていた当初の答弁をあいまいにしてまいりました。結果はどうなったのか、過去の答弁も踏んまえてお示しを願います。

大綱第6は、さきの質問者と重複いたしますので、割愛をさせていただきたいと思えます。御了解をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（角谷英男君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、市町村合併のうちの市町村合併の今日的意義につきまして御答弁を申し上げます。

地方分権の推進が実行の時代に入り、自己決定、自己責任の原則のもと、市民の方々に身近なサービスの提供は地域の責任ある選択により決定されるべく、個々の市町村が自立することが求められております。そのためには、政策を立案し、それを議会、市民にわかりやすく提示しつつ理解を求めることができる能力や、みずから選択し推進していく事業を裏づける税財政基盤など、市町村の行財政基盤の充実が喫緊の課題となっていると考えております。

一方では、モータリゼーションや情報通信手段の発達や経済活動の進展に伴いまして、市民の方々の日常社会生活圏は、市町村の区域を越えてますます拡大をしております。このため、これからの市町村の行政は、現在の市町村の区域にとられることなく、広域的な見地から隣接の市町村と一体的に展開させることがますます必要になってくると判断しております。さらに、個人のライフサイクルに合わせたより豊かな生涯学習に関する施策や女性に関する施策等、新しい課題も発生してまいりました。

このような中で、特に地方分権を推進するため

にはやはり一定規模の人口等を有する自治体が求められております。例えば、特例市あるいは中核市等であればかなりの分権が移譲されるということにもなっておりますし、1つはそういう地方分権と市町村合併という考え方があるというふうに考えております。

それと、介護保険等の事業が既に実施をしておりますけれども、これもやはり広域的な観点からの保険事業の推進ということが求められているというふうに考えております。現在、泉南、阪南、岬では、介護認定制度は共同でやっておりますが、運営主体は別々でやっているわけでございまして、これらについてももう少し広域的に1つの事業体として行っていくということが求められているというふうに考えております。

ごみについては、私どもと阪南は一緒にやっておりますが、岬は小さな炉で今運営をしておりますけれども、ダイオキシン等に見られるような24時間燃焼体制という問題も課題もございます。下水道は既に広域でやっておりますので、これは現在のままということでございます。

それと、スケールメリットといたしまして、当然市の職員あるいは議員数、当然市町村長も大幅に削減されるわけでございますから、これらによるスケールメリットが非常に大きな効果が発揮されるというふうに考えております。

それと、市町によりまして不足している専門職が相互補完されまして、例えば生涯学習に関する施策なんかにおきましては、社会指導主事ですね、こういう方々、あるいは福祉の専門家、PT、OTを初めとしたそういう方々とか、小さなまちではなかなかすべての領域を満たすことができない職員を1つのまちになることによってその補完ができますし、有効的な活用ができるというようなことがございます。

それと、少子・高齢化問題について、これからますます高齢化が進むわけでございまして、そのために社会保障関係経費の増大が財政需要をさらに増大させるというふうに見込まれておりまして、これらに対しましても足固めの財政的な基盤の強化ということが必要であると考えております。

また、一方では地方交付税が御承知のように減

額されていくという極めて厳しい状況にある中であって、今後合併特例法による優遇措置等の検討もしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、市町村行政を取り巻く大きな潮流がございまして、今後とも市町村が住民の方々の期待にこたえていくためには、個々の市町村の行財政改革の努力だけではなく、より広域的な連携も視野に入れた市町村合併による行財政基盤の強化や行政体制の整備等の検討をひるまず、おくれることなく真剣に議論することが必要であるというふうに考えているところでございます。

進捗状況、今後の取り組みについては、担当部局の方から御答弁を申し上げます。

〔和気 豊君「一般的なことならそれで結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 質問者の方からいいと言われたんですけど、進捗状況を簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり過日、2月26日の読売新聞...
...（和気 豊君「その後で聞いているからね、それ以降の直近のやつについてお願いします」と呼ぶ）
わかりました。

泉州南広域行政研究会を立ち上げをしたわけでございますけれども、その研究会では設立後、研究会、幹事会、作業部会等を必要に応じて開催をいたしております。大阪府でも平成13年度、大阪府の市町村合併推進要綱に基づいて府が独自で実施をされております市町村合併ケーススタディーの調査というのにも関心を持っておりますし、府の協力要請にも応じておるところでございます。

そういう中でこれからの進め方でございますけれども、本年度末予定されております大阪府のケーススタディーの調査でございますけれども、結果も踏まえながらということになろうと思っておりますけれども、研究会として今年度実施をいたしました現況調査をもとに、各市町における課題の抽出や行政サービスの格差等について整理をしていきたいというふうに考えております。この3月末にも幹事会等を予定いたしておりますので、その中でも来年

度のこの研究会の事業につきましても十分議論はしていった中で進めてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。議長（角谷英男君） 藤岡市民生活環境部長。市民生活環境部長（藤岡芳夫君） 市民生活環境部の方からは、雇用問題につきまして御答弁を申し上げます。

まず、先ほど議員も数字を申されましたが、本市における雇用状況につきましては、近畿2府4県の12月完全失業率が6.1%ということで、有効求人倍率につきましても佐野管内では0.30倍ということで、本市の雇用環境につきましては非常に厳しいものと認識はしてございます。

本市の雇用対策としましては、毎月実施をしております労働相談や障害者雇用相談を初め、最新の求人情報の提供、それから中小企業退職金共済制度の助成、企業誘致促進条例による奨励金の交付などの施策を実施し、雇用の促進に努めております。

また、平成14年度から 新年度なんですけれども、3カ年、地方公共団体が地域の实情に応じ、緊急かつ臨時的な雇用を創出する事業としまして緊急地域雇用創出特別交付金事業を積極的に活用しまして、公園の美化事業や学校施設の清掃などを予定しております。このような新規の雇用施策を実施するとともに、従来からの雇用施策と合同でやりたいと考えておまして、引き続き雇用の促進に努力してまいりたいと、このように考えております。

それから、もう1点の地域の中小企業振興策について御答弁を申し上げます。

本市の繊維産業を中心とした工業の実態は、平成8年の事業所数が217社、従業員数が4,163人、製品出荷額が728億円であったのが、平成11年には事業所数で196社、従業員数で3,990人、製品出荷額では662億円と相当数減少をしております。また、泉州地域では平成13年12月の負債額1,000万円以上の企業倒産件数は22件となっており、地場産業を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあると認識をしております。

このような状況の中で、本市としましては、融

資利子の補給、中小企業退職金共済制度に対する助成、それから府の制度融資の活用、企業誘致促進条例による奨励金の交付、経営に関する相談、また関係機関と連携を図りまして国・府の補助制度の活用など支援に努めております。また、平成14年では、市街地における工場跡地についても市の商工会と共同で実態の把握、これを調査していくとともに、情報の活用策などの整備を予定しております。現在の厳しい状況の中、地場産業の振興が重要な課題であると十分認識しておりまして、従来からの施策の活用など、引き続き商工業の振興、活性化に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 和気議員御質問の公共工事のあり方について御答弁申し上げます。

まず一番最初に、今後危険校舎について課題があると、これをどういうふうにしていくかという御質問があったと思います。

この危険校舎等につきましては、これは施設整備ということで全体の施設の中の議論になっていくのではないかなど、このように考えております。この公共施設の維持管理費につきましては、施設の老朽化に伴い経費も今後増大してまいります。その中でどういうふうを考えていくかといいますと、やはり経常的な経費でもございますので、我々としては、予算の範囲内で緊急を要するものから毎年度実施していくべきものであると、今後もこのような形で対応してまいりたいと、このように考えております。

それと、続きましてもう1つ、地元業者への発注についてどのように考えてるかという御質問もあったと思います。

この公共工事のあり方でございますけれども、本市の公共工事の発注につきましては、議員も御承知のとおり、指名登録業者に行っております。さらに、発注の際には基本的には市内業者の育成という目的から、優先的に指名を行っているところでございます。今後もこの方針に沿って公共工事を実施してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、介護保険の保険料、利用料の減免について御答弁を申し上げます。

保険料の減免につきましては、平成15年度以降の保険料額も踏まえまして減免対象件数や減免内容の見直しの検討をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

また、余剰金につきましては、利用料減免も含めまして第2期介護保険事業計画を作成する中で検討をいたしておるところでございますが、原則といたしまして将来の保険料の上昇を抑えるための繰り越し財源であることを踏まえまして、慎重に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。

また、13年度末の剰余金の額でございますが、約2億円程度ということになる予想でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 公共工事のあり方の中で具体例を挙げて御提案がございましたので、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、農業公園の整備事業をやめて市民の里を整備すればどうかということでございますが、市民の里につきましては、平成8年に、このときに現状のまま利用するということを決めまして、現在に至っておるわけでございます。主としてグラウンドの部分ですね、これについて少年野球チームなどが利用しておるのが現状でございます。

それと、農業公園の整備事業につきましては、国の補助事業でございます田園空間整備事業、また経営構造対策事業、これらの取り入れを行い、また大阪府よりの経済的、財政的な支援も得て進めておるところでございますので、朝からお答えをさせていただいたように、きちっと平成17年の春には整備できるように計画的に事業を進めておるところでございます。

また、砂川駅前の広場の整備、これについて時期が尚早ではないかということでございますが、平成13年度の当初予算で用地の取得に当たって

の債務負担を決定させていただきました。取り組んだわけでございますけども、既にもう3月にかけておるわけございまして、当初は更地によって用地を取得するというので地権者と話を進めておったわけでございますけども、現時点ではまだ建物もございまして、13年度の事業としては用地の取得は困難な状況になっておるところでございます。

これと、債務負担につきましては13年、14年、15年度でこの期間に取得をするということになっておりますので、今後13年度に用地の取得ができなかったわけでございますので、整備事業についてはどう進めていくのかということについては、地権者とも御相談させていただいて、進め方についても検討していかなければならないということが現状でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 合併論といいますが、いわゆる自治体の範囲ですね。これについては自治体が速やかに行える範囲、日常的な市民参加が成り立つような空間、こういう尺度抜きにこれを考えることはできないだろうと、こういうふうに思うんです。政治的な統一と、こういう点では過去の歴史や伝統を背景にして、文化に裏打ちされた生活、生産の共同体として支えられていくもんだと、こういうふうに思います。

そういうところから、地方自治の基礎はまず住民自身が参加できやすい、そういう範囲、これに尽きるのではないかと。ここに自治体の規模や区画、これを基本に決められるべきではないかと、こういうふうに思うんです。住民自身がみずからの生活範囲としていわゆる利便性をもとに決めていくと。住民の意思抜きにはこれ決められないのではないかと、こういうふう思うんですね。

市長は12月議会で、ある議員の方の質問にお答えになって、今後の方向につきましては研究会としまして今集約を行っている現況調査、この結果と、それから大阪府にゆだねているケーススタディーの調査結果を参考に、合併と広域的連携についての課題を抽出していきたい、課題の抽出に入りたいと、こういうふう言われてるんですね。

片方は大阪府、これは国の合併推進のレールの

上に乗ってこういう事業を進めているわけですから、補助金ももらってやってるわけですから。もう一方は、合併を視野に入れて広域的な行政のあり方をという南大阪の広域行政研究ですか、これでやっていくと。どこに主体である住民の意思が入る余地があるんですか。まさに、合併の課題をつくり上げていく、まさにそのときに合併について、市域の範囲について、住民自身がどのように考えるか、その課題をつくるときにこそ住民の参加を保障していく、このことが大事なんじゃないですか。あなたの言われる今後の方向の中には、住民は入ってこないじゃないですか。行政の範囲を決めるその主体である住民が入ってこないじゃないですか。

今度の総合計画の策定についても、いろいろ市長は住民参加、住民参加とよく言われる。私とちょっと認識違うんですが、市長は昨日のある議員さんの質問に対する答弁で、いわゆる胸を張って市民参加の成果の1つとしておはよう対話をやってきたと、こういうことを具体的事例として挙げられて胸を張られました。

13年に、52週あるんですが、毎水曜日やっておられるんですね、これ。各月の第3水曜日にやっておられるんですね。13年はわずか2件ですよ。52週ある中でね。これ、胸張って、これで市民参加を保障してるんだというような言われ方をされますと、ちょっとどころか、ほんとに市民参加をどのように考えておられるのかなと、私そういうふうに思いたくなるんです。

それで、例えば今京都で基本構想をつくっています。ここの市長さんは保守系の市長さんですね。共産党だけを除くオール与党の市長さんのところですが、ここで基本構想がつくられてるんですが、結局そこでは市民の承認を得ることが最大の条件だと、市民参加だけでこれが揺らぐものではないと、そういうことを確認して、その上で今日求められているのは、市民が市政の政策決定過程や政策の実施のプロセスにどう参加していくか、その権利をどう保障するか、こういうことが第1章で明確にうたわれてるんです。これが私は今求められている今日的な市民参加のあり方だと、こういうふうに思うんですよ。

市長ね、一体市民の市町村合併に対する不安や気持ち、これでどうなるんかというふうなことを不問に付したまま、問われずにやられるのかどうか。

それから市長ね、あなたは今私の質問にお答えになったところで、スケールメリットという言葉をお使いになって、ちょっとこの部分であったかどうか忘れましたが、今大分いろいろメリットで、国が、総務省が挙げているようなメリットを何かそのままいろいろ言われました。余り問題点を挙げられなかった。

その1つで、少子・高齢社会に対応できる活力ある自立的な地域社会の形成と。これ、丸々総務省の言葉なんですけど、そういうことを言われた。確かに、介護保険なんていうのは、保険のあり方というのは広域的にパイを大きくした方がいいと思うんですが、しかしサービスは狭域的でなければならぬと思うんですよ。どうですか。

今、介護サービスをやっていくのに、行政だけでできないでしょう。ノウハウもありませんし、ホームヘルパーそのものも市の職員さんではない。企業にあるんです。企業に存するわけですね。

そういう企業と行政と、そしてまさに民間のボランティアとが競合しながらこういう人的な介護サービスを支えていく。こういう場合には余りだだっ広くやるよりも、まさに狭域的に3者が共同できるようなシステムづくり、これの方がいいんじゃないですか。だから、こういう問題について行政区域が広くなることによってどうなるのか。岸和田なんか行政区域が広いですよ。20万超えました、人口がね。6つの支所があるんです。やっぱり支所で住民の直接的な要望を受け取りながら、そして行政対応をやってるんですよ。

もう合併すれば市役所要らなくなる。サービスを受けるのに広域的な、いわゆる距離の遠いところへ行かなければならないと、こういうふうにお考えでしょうか。そうじゃないでしょう。やっぱり支所の存在ということで、ここは残すべきでしょう。どっかの町庁舎や市庁舎は残すべきでしょう。同じことじゃないですか。市民サービスの観点に立って、本当に市町村合併がいいと考えになっておられるのかどうか。

それから、財政問題だって前回は論議いたしました。10年以降は地方交付税は漸減していく。15年からは全く同じ規模、合併して大体15万ちょっとの都市になるんですが、そういう場合に20億以上の交付税が減らされると。今、問題はいいですよ。だからこそ、この合併が地域の活性化に本当につながっていくのかと、こういう問いかけに、共同通信社の設問ですが、これに対してそうだなというふうにお答えになったのはわずか5.6%。しかし、どんどん、どんどん国がせっついてくると、バスに乗りおくれたらえらいことになるかもしれないということで、検討はしなければならないというのがかなりふえてきていますが、しかし本当に合併を推進しようという、地域の活性化につながるから合併を推進だと腹の底から思っておられる方は、アンケートの結果では5.6%なんです。

だから冒頭、市長は積極的な推進論者として数少ない 数少ないと言うたら語弊がありますね、今そういう気持ちにならざるを得ない首長さんがふえておりますから、注目を浴びてますよということをしたんです。市長ね、そういう住民の参加をどの時点で、どういう形で保障して、本当に地方自治の主体である住民自治をこの合併論議の中で貫いていけるのか。この辺についてはこの1点、私は冒頭登壇のところで聞いたんです。今日的なあり方、まさにこのことが問われてるということでも聞いたんです。そのことについてだけお答えいただけますか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今、私どもやっておりますのは、1つの想定枠、2市1町という枠を想定いたしておりますけれども、そこで1つの行政体になった場合にどういうメリット、デメリットがあるのか。あるいはどういう将来のまちづくりを目指すのかということケーススタディー調査として大阪府でやっていただいているわけございまして、もちろん市民参加というのは当然でございまして、そのためには一定の情報を提供しないとイケないわけです。今何も無いわけですよ。

ですから、まずその2市1町で一緒に仮に1つの行政体となった場合、こういうことになります

よと、こういうメリットがあります、デメリットがあります、財政的なシミュレーションもこうですというものを示して、それで一定そのことについて関心を持っていただく。そして、それが果たしていいのか悪いのかどうかということを考えていただく。これは我々行政もそうですし、議会の皆さんもそうだし、また市民の皆さんもそうであるわけですね。

今の時点でそういう提供する材料がない中で、市民参加、市民参加と言ったところで、なかなかその理解を得られにくいわけです。ですから、大阪府の方で1つのケースとしてやっていただく調査でそれらについてかなり明らかになりますので、それをまず提供して、そして将来の方向を考えていただくと。当然、我々も考えなきゃいけません。議会の皆さん方もお考えいただかなきゃいけないと思いますが、そういうことから始めようということなんです。

ですから、そのスタートがあなたのおっしゃるように今何も無い中で市民参加、市民参加と、こういうふうにおっしゃるんですけども、私は一定の具体的な材料といえますかね、情報を提供してそこで十分お考えをいただくと、こういうスタンスでございますから、御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、介護保険とかいろんなお話もございましたけども、これらについては運営主体、これは独立採算の保険事業でございますから、やっぱりそういうスケールメリットを生かして、より効率的な保険運営、その中でサービスの提供に還元していくというようなことを考えていかなければいけないわけですから、こういうことについてもそういうスケールメリットがあるということを申し上げたわけでございます。

それと期限、それから交付税の問題でございますけども、期限はこの前、総務大臣が期限延長はしないと、こういうふうなことを明言されておられましたので、2005年3月末で合併特例法が切れるという認識であります。今おっしゃった、10年間は合併前の地方交付税を保障するけども、それ以降は段階的に減らして、15年後にはその自治体に見合ったものにしますよというのが今の

考え方です。それはそのとおりだと思います。

ただ、その交付税自身が今後ふえるというふうにお考えでしょうか。私はふえないと思ってるんですね。だんだん減っていく。その中から優先的にその合併したところに割り当てられていくと。従前のものを確保していくわけですから、残りのパイというのは少なくなっていくというふうに見ないといけないというふうに思っております。その中で、果たしてやっていけるのかどうかということもやはり真剣に考えなきゃいけない課題だというふうに思っておりますから、その他さまざまな課題はありますけども、住民参加といいますか、市民の皆さんに理解をいただくというのは当然のことでございますから、我々もそういう調査が出た段階で速やかに情報も開示をし、また広報等でもこの合併問題についてシリーズ的に載せていきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 課題を具体的にするためにも、私は今住民参加で - 一般的な合併の話については私たちも何冊か本ももらっております、総務省からのね。推進本部のそういう資料とか、大阪府の資料なんかももらっていますから、そういうものこそ市民の皆さんに提供して、一般的にはこういう話なんだと、しかし皆さんが考えておられる具体的な懸念、こういうものを課題として抽出をして、今具体の中身を明らかにしながらより幅広い 住民参加というのは、住民の皆さんみずからがそこに意思が働くような中身でなければならぬんです。一般的な話じゃなくて。

有識者の方は一般的な話でも、これはいろいろ意見を展開されていくでしょうけども、一般住民ならば話がより具体的で、自分たちの意思がそこに反映されている、課題の中に盛り込まれている、よりそのものを切実に受けとめることができるわけで、ケーススタディーや、あるいは南大阪広域研究会のそういう調査の中にこそ、今盛り込むべきだと、私はそういうふう考えているんです。

それから市長ね、先ほど交付税、確かに減らされると。しかし、一方でやっぱりこの合併特例債ですね。この中でこの事業を全部やれば400兆円ぐらいになるんですよ。国はそういう矛盾した

ことをちらつかせながら、合併促進、合併促進ということを言い、特例債、これは実際借金ですが、そういうものもふやしてやると、こういうことと言ってきてるわけですね。矛盾することばかりなんですよ。

そして、先ほど市長ね、権限の移譲された今と言われたけれども、一番肝心な地方分権がやられている中で、最も大事なその分権を地元、地方自治体が遂行していく上で一番肝心な税源の移譲というのがないんですよ。地方分権で一番問題はここなんです。各市町村が異口同音にここを問題にしてるんです。

これをこそ市長、強く国に言って、地方交付税の問題、これももちろん含めて、税源移譲の問題できっちりと今国に言うべきではないだろうか。国のそういうふうな地方交付税を出さないぞというふうな脅迫めいたそういう言い方に屈服するのではなくて、まさに住民自身をみずから守ると、こういう立場で国に言うべきはきっちり物を言う、こういう態度が今まさに求められているんじゃないかと、私はこういうふうに思いますよ。

そういうことで、どこまで行っても市長とはなかなかね。いやいや何ぼでも……、しかし1時間の範囲でやらないけませんからね。

次に移ります。それで、先ほど雇用問題で担当の部長から、緊急地域雇用創出特別基金の問題をお出しになりました。具体的には、まさに今国からのこういう下しおかれたお金でやれる市独自の施策というのはこれだけなんですよ。11年から13年、もう既に五千数百万で執行されているんですが、これでどれぐらいの雇用創出を図れたんでしょうか。まだこれ、14年から16年、7,000万何がしかの予算がつかますが、配分額が決定されておりますが、これでどれぐらいの雇用創出になったんでしょうか。せっかくの国がチャンスを与えてくれたわけですから、それを最大限に生かして施策に当たられたというふうに思うんですが、どれぐらいになりましたか。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一言だけ申し上げます。税配分の問題については、我々市長会でも当然取り上げておりますし、全国市長会でも取り上げてお

りまして、そしてその地方交付税に手をつけるのであれば、それとあわせて税配分の見直しを一緒にやれと、こういうことを強く申し入れておりますことだけ申し上げておきます。

副議長（東 重弘君） 藤岡市民生活環境部長。
市民生活環境部長（藤岡芳夫君） 緊急地域雇用創出特別交付金、この件について御答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたように……（和気 豊君「雇用創出だけ聞いているんや。何ぼの雇用創出があったか」と呼ぶ）平成14年から3カ年の間実施するということで考えておりまして、肉づけ的には予算につきましては6月議会で補正ということになるかと、このように考えております。

ただ、今回我々が考えて……（和気 豊君「11年から13年までの間にどれだけの実績あったんや」と呼ぶ）考えてますのは、今回14年から3カ年にする事業につきまして内容の説明を申し上げたということでございます。議員が御質問されているのは、平成11年から13年の間にやった緊急地域雇用特別交付金、これのことだと思うんですけども、これにつきましては私どもが担当したものではありませんので、申しわけございませんが、答弁につきましては別の部署から申し上げたいと思います。

副議長（東 重弘君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 議員御質問の11年度から13年度、緊急地域雇用特別交付金で交付された事業につきましては9件ございまして、そしてどれくらい雇用されたかというところでございますけれども、3年間で約80人ほど雇用の創出があったということでございます。

副議長（東 重弘君） 和気君。

19番（和気 豊君） 5,396万4,000円、約5,400万のいわゆる割当金があった。これで80人。私、資料いただいているんですが、この中には市営住宅の耐震診断、それから公立学校の施設耐震診断、事前に聞いておりますけれども、大手の設計コンサルにこの事業はお願いをしている。地域の雇用創出には余り関係ない。確かに地域に教育の問題、住宅の問題、生活環境の問題ですから、大いに関係ある問題ですが、雇用創出という

点については、大手のコンサルに丸々この事業を委託してるわけですから、大方これだけで1,300万と。5,300万のうちの1,300万、約20%強ここへ使ってるわけですね。

全体から見ても80人ぐらい。なぜもっと幅広く吹田や枚方、北の方でやってるようなすべて雇用の創出に充てる、幅広く充てる、何千人というふうな雇用創出を図っている。

私、なぜこういうふうに言うかといいますと、ほんとに今泉南市の雇用が大変な状況なんです。先ほど申し述べられました。私の言うたことを補足して、さらに大変な状況が披瀝をされました。これからさらに14年からまたやっていく。どういう姿勢で臨んでいくのか。雇用に直接関係ないような事業を展開されるためにこれを使われるのか。これは予算にかかわって極めて重要な意味合いを持つと思いますけれど、この辺の 済んだことは仕方がないですけども、やっぱりここで一定の反省を糧にしながら純粋に雇用創出に充てていくんだと、こういう立場をひとつ明らかにしていただきたいというふうに思うんですが、これは市長、どうでしょうか。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特別対策に該当する事業というのは、国からも一定の歯どめをかけられているわけございまして、その範囲の中で泉南市にとって最も重要なものに使うという形でやってきております。次年度以降の部分については、具体的にこれから14年度まだあと6月で肉づけ補正をやるということでございますから、その時点に計上したいというふうに思いますけども、その趣旨を体して、できるだけ地域の皆さんの雇用の確保につながるものということの中で考えていきたいというふうに思います。

副議長（東 重弘君） 和気君。

19番（和気 豊君） 余りやってきたことに對する反省がないんですが、明確に趣旨の中の支給要件の中に、新規雇用、就業を生じる効果が大きいことと、こういうことであるわけですね。間接的にはこの診断の結果、住宅や学校を改修するというに使われるわけですから、間、間、間接的にはこれは意味あることではあるけれども、や

っぱりこういう1つの決まりが明確にある以上、これはひとつはっきりとしておいていただきたいなど、こういうふうに思うんです。

それから、今本当に悠長な泉南市の地場産業の振興のあり方について言われました。例えば、泉南市で今特紡といいますと、パイルヤーンという関係、セミ梳毛の関係が唯一残っているように聞いておるんですが、全部で18社泉南地域であると。そのうち10社がもう既に倒産をしているんですね。泉南市では7つのうち3つが倒産をしていると。こういう状況にあるわけです。まさに、特紡はこの地域ではいわゆる倒産、廃業されたところが多数派になっている。泉南市でも多数派になりつつある。今、1つうわさがあるところが出れば多数派になると。今まさにそういう状況なんです。

そういう中で、旧態依然たる振興策しかとられていないという、ここの問題は真剣に考えていかなければならないのではないかと、こういうふうに思うんです。私は、まずやっぱり実態調査を職員みずからが率先して 専門の商工会なんかをお願いするというのもいいでしょうけれども、各商工会ではやってきてるわけですね。やっぱり税金収納対策については、これは部課長さんが率先して足を運ばれている。

今、東大阪でそういうことをやってるんですよ。税金の滞納処理の問題だけではなくて、どう地域の地場産業を活性化させていくか、振興させていくかということで、まず実態を踏んまえて、それを科学的に分析していかなければ知恵が出てこないわけですから、そういうことをやるための大変な苦勞をされている。それに倣って、多くの市が今そういう展開をされている。

泉南市は、NPOの立ち上げの問題なんかを含めて商工関係の従来の仕事の範囲が膨大になりましたけれども、私は今こそ地域の活性化、これを図るためにも、やはり地場産業の果たしてる役割というのは、祭りや文化の伝統を受け継いで、さらにそれを発展させるといような大きな役割も担ってこられました。そういう意味から、単に営業の問題だけではない。その果たしてこられた今日までの役割等にもかんがみて、これはひとつ体

制の強化を含んで、その体制強化のもとに、そして部署がその限りであれば部署を離れてでもこの実態調査に足を踏み出していくと。他市にいい先例があるわけですから、そういうことをやるべきではないかなというふうに思うんですが、この辺についてはもう藤岡さんは今期を限りにおやめになるということなので、全体的な立場に立っておられる、これも市長さんにひとつ御答弁をいただきたいなど、こういうふうに思います。

副議長（東 重弘君） 向井市長。残り2分でございます。

市長（向井通彦君） 特に工業系ですね、御指摘ありました特紡もそうですし、特紡系、手袋なんかもそうですが、こういう方々とは常に接触を持っているんな御要望もお聞きしてはおるわけですが、特に特紡系の方は意欲を持って、新しいエコ手袋なんかシフトしていったらいいことだと思いますんで、グリーン購入なんかで我が市もPRを他市にもやっていっておりますし、そういうことをやっております。府の助成関係も仲立ちをさせていただいております。

もう1つの特紡等については、こちらも非常に厳しい状況が続いてるわけですが、これの実態調査といいますか、ヒアリングですね。これについてはそんな大きな数の企業でもありませんから、それは職員でもって十分対応できるというふうに思いますので、この点については近々やらせたいと、このように思います。

副議長（東 重弘君） 和気君。残り1分です。

19番（和気 豊君） 介護保険の問題ですね。部長ね、いわゆる後年度に回すというふうに言っても、13年度また7,000万から8,000万の余剰金が出てるじゃないですか。2億になってるじゃないですか、1億3,000万が。明らかに回すよりも余剰が出てるんじゃないですか。1億3,000万が少なくなってるというのであればわかりますよ。ふえてるんじゃないですか、余剰金がお年寄りの方がみずからサービスを切り縮めて、負担が大きいのがために100%のサービスを受けられなくて、みずから切り縮めてる、そのことを要因にしてふえてるんじゃないですか。これについてどうい結論を出すのか。あいまいな態度では

12月、9月議会と一緒にじゃないですか。ふえて
るといふ現実、ふえたら当然施策に回すと、こ
ういふ答弁じゃないですか。答えなさい。

副議長（東 重弘君） 和気議員、時間です。
大田健康福祉部長。簡潔に。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 簡
潔に答弁せえと言われましたんで、私簡潔に答弁
させていただきます。

14年度以降、介護型療養施設、これは白井病
院ですが、これが本年度より100床がふえると。
また、りんくうタウンに済生会の老人保健施設9
0床がふえるというような状況もございまして、
14年度以降の保険給付費が大幅に伸びるとい
う中で、剰余金の取り扱いについては慎重になら
ざるを得ないということでございますので、よろ
しく御理解のほどお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 以上で和気議員の質問を
終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いた
しておりませんが、本日の会議はこの程度にとど
め延会とし、来る11日午前10時から本会議を
継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（東 重弘君） 御異議なしと認めます。
よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、
来る11日午前10時から本会議を継続開議する
ことに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時31分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議員 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美

大阪府泉南市議会議員 北 出 寧 啓